

令和 7 年 9 月 5 日開会

令和 7 年第 3 回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

令和 7 年第 3 回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第10号 専決処分の報告について「損害賠償について」	4
報告第11号 専決処分の報告について「損害賠償について」	6
報告第12号 令和 6 年度下妻市一般会計継続費精算について	8
報告第13号 令和 6 年度下妻市財政の健全化判断比率について	10
報告第14号 令和 6 年度下妻市公営企業の資金不足比率について	13
報告第15号 一般財団法人下妻市開発公社令和 6 年度経営状況報告について	16
報告第16号 株式会社ふれあい下妻令和 6 年度経営状況報告について	36
議案第35号 下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	52
議案第36号 下妻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	56
議案第37号 下妻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	68
議案第38号 下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	77
議案第39号 下妻市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	83
議案第40号 下妻市市税条例の一部改正について	85
議案第41号 市道路線の認定について	97
議案第42号 市道路線の廃止について	102
議案第43号 令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）について	109
議案第44号 令和 7 年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	130

議案第45号	令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について……………	138
議案第46号	令和7年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）について……	146
認定第1号	令和6年度下妻市一般会計歳入歳出決算について……………	157 別冊
認定第2号	令和6年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について……………	158 別冊
認定第3号	令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について……	159 別冊
認定第4号	令和6年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について……………	160 別冊
認定第5号	令和6年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について…	161 別冊
認定第6号	令和6年度下妻市水道事業会計決算について……………	162 別冊
認定第7号	令和6年度下妻市下水道事業会計決算について……………	163 別冊
諮問第2号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	164

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

除草作業中の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 2 日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 除草作業中の事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和 6 年 12 月 3 日（火） 午前 9 時 30 分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市下妻乙（市営西町住宅敷地内） |
| 4 事故発生状況 | 市営西町住宅駐車場で行っていた除草作業中に、作業時に設置した飛び石飛散防止ネットが転倒し、駐車中の相手方車両のボンネットを損傷させたほか、刈払機で飛ばした石が車両に当たり、複数個所を損傷させた。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費について、市が 100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 574,428 円 |

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

報告理由

道路管理における事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものである。

裁決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月24日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 道路管理における損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和7年6月19日（木） 午後7時00分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市江地内 |
| 4 事故発生状況 | 相手方が市道2010号線を自動車で走行中、道路に生じていた穴に落ち、左側の前輪及び後輪のタイヤが損傷した。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費について、市が30%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 5,250円 |

報告第12号

令和6年度下妻市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和6年度下妻市一般会計継続費精算について、別記のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

継続費を設定し、複数年度にわたり進めてきた事業が令和6年度をもって完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものである。

令和6年度下妻市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画						実 績					比 較				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額 と支出 済額の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務 管理費	市P R 動 画制作業 務委託		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			5	2, 816, 000			2, 816, 000		2, 816, 000			2, 816, 000		0		0		
			6	594, 000			594, 000		594, 000			594, 000		0		0		
		計	3, 410, 000			3, 410, 000		3, 410, 000			3, 410, 000		0		0			
		デジタル 田園都市 国家構想 総合戦略 策定支援 業務委託	5	3, 971, 000				3, 971, 000	3, 971, 000				3, 971, 000	0				0
			6	7, 040, 000				7, 040, 000	7, 040, 000				7, 040, 000	0				0
			計	11, 011, 000				11, 011, 000	11, 011, 000				11, 011, 000	0				0
3. 民生費	2. 児童 福祉費	第3期子 ども・子 育て支援 計画策定 支援業務 委託	5	3, 619, 000				3, 619, 000	3, 619, 000				3, 619, 000	0				0
			6	3, 091, 000				3, 091, 000	3, 091, 000				3, 091, 000	0				0
			計	6, 710, 000				6, 710, 000	6, 710, 000				6, 710, 000	0				0
10. 教育費	1. 教育 総務費	小中学校 適正規模 適正配置 検討支援 業務委託	5	9, 020, 000				9, 020, 000	9, 020, 000				9, 020, 000	0				0
			6	8, 470, 000				8, 470, 000	8, 470, 000				8, 470, 000	0				0
			計	17, 490, 000				17, 490, 000	17, 490, 000				17, 490, 000	0				0

報告第13号

令和6年度下妻市財政の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

記

（単位：%）

区 分	令和6年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－（比率なし）	13.14
連結実質赤字比率	－（比率なし）	18.14
実質公債費比率	7.7	25.0
将来負担比率	69.5	350.0

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて議会に報告するものである。

監 第 1 9 号

令和 7 年 8 月 8 日

下妻市長 菊 池 博 様

下妻市監査委員 舘 野 孝 男

下妻市監査委員 廣 瀬 榮

令和 6 年度健全化判断比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和6年度健全化判断比率の審査意見書

1 審査の期間

令和7年7月22日から令和7年7月25日まで

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率の数値は、次のとおりである。

(単位 %)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.14
連結実質赤字比率	—	—	18.14
実質公債費比率	7.7	7.8	25.0
将 来 負 担 比 率	69.5	66.1	350.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

ア 令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

イ 令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

ウ 令和6年度の実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

エ 令和6年度の将来負担比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

報告第14号

令和6年度下妻市公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

記

（単位：%）

区 分	令和6年度	経営健全化基準
水道事業会計	－（比率なし）	20.0
下水道事業会計	－（比率なし）	20.0

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて議会に報告するものである。

監 第 2 0 号

令和 7 年 8 月 8 日

下妻市長 菊 池 博 様

下妻市監査委員 舘 野 孝 男

下妻市監査委員 廣 瀬 榮

令和 6 年度資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度資金不足比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和6年度資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和7年7月22日から令和7年7月25日まで

2 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位 %)

区 分	令和6年度 資金不足比率	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

令和6年度の資金不足比率は、対象となる水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足が生じていないため算定されないことを確認した。

報告第15号

一般財団法人下妻市開発公社令和6年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

一般財団法人下妻市開発公社の令和6年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の5第1項の規定により、議会に報告するものである。

令和 6 年度事業報告並びに決算報告書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和 6 年度事業報告

平成 26 年 4 月に財団法人から一般財団法人へ移行した当公社は、公益法人としての社会的使命を果たせるよう、企業誘致事業及び工業団地造成事業からなる公益目的事業を中心に事業を展開し、下妻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とした法人運営に努めてきた。

工業団地造成事業については、令和 5 年 6 月から造成工事に着手したしもつま中央工業団地において、令和 7 年 3 月の工事完了予定が若干遅れたものの、令和 7 年 5 月に無事竣工となった。これにより、誘致企業 3 社との土地売買本契約の締結及び土地の引渡しを同年 7 月までに完了できる見込みとなった。

また、しもつま中央工業団地の緑地・調整池を活用した誘客施設等の整備を進めるため、基本構想策定業務に着手した。基本構想の策定に当たり、誘致企業 3 社との協議をはじめ、民間企業へのヒアリングや先進事例の視察等を実施した。

既存の市内企業に対しては、下妻市工業団地立地企業連絡協議会、下妻市合同企業説明会及び高校生向け企業見学バスツアーを通じて、行政と企業との連携強化を図るとともに、情報交換や雇用支援を行ったほか、誘致企業へのフォローアップ事業についても積極的に取り組んだ。

このほか、企業誘致による効果を市内への移住・定住につなげるため、宅地開発の可能性調査を実施し、魅力的な住宅用地として開発可能な候補地の有無や各候補地における事業化の可能性を比較検討した。

収益事業については、水戸地方法務局下妻支局への貸付けや小島地区及び石の宮地区の一時貸付けなどを通じて、社有地の有効利用を図り、適正な法人運営に努めた。

今後も、地域産業の発展及び企業誘致による経済の活性化をはじめ、移住・定住促進事業など市政の一翼を担いながら、自立した組織として存続していくため、将来を見据えた経営判断を行い、事業を進めていくこととする。

評 議 員 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第 1 回	令和 6 年 6 月 3 日	令和 5 年度事業報告及び計算書類について	承認
		定款の一部改正について	可決
		理事の選任について	可決

理 事 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第1回	令和 6 年 5 月 20 日	令和 5 年度事業報告及び計算書類の承認について	承認
		令和 6 年度事業計画及び予算について	可決
		定款の一部改正について	可決
		理事候補者の選出及び事務局長の選任について	可決
第2回	令和 6 年 6 月 10 日	一般財団法人下妻市開発公社の理事長の選出について	可決
第3回	令和 6 年 12 月 19 日	しもつま中央工業団地造成事業進捗報告	
		緑地・調整池利活用基本構想中間報告	
		宅地開発可能性調査中間報告	

事業報告附属明細書

令和6年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

以 上

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	18	18	0
1 基本財産受取利息	18	18	0
2 事業収益	4,891,366	853,082	4,038,284
1 土地売却収益	0	0	0
2 土地貸付収益	4,891,366	853,082	4,038,284
3 雑収益	405,313	9,178,145	△ 8,772,832
1 受取利息	405,313	10,757	394,556
2 雑収益	0	9,167,388	△ 9,167,388
経常収益計	5,296,697	10,031,245	△ 4,734,548
(2) 経常費用			
1 事業費	24,046,915	5,800,857	18,246,058
1 売上原価	0	0	0
2 給料手当	1,138,064	146,107	991,957
3 旅費交通費	558,001	218,780	339,221
4 接待交際費	245,072	242,250	2,822
5 広告宣伝費	128,000	71,500	56,500
6 通信運搬費	82,887	189,159	△ 106,272
7 消耗什器備品費	0	0	0
8 消耗品費	624,830	322,632	302,198
9 修繕費	153,795	76,747	77,048
10 印刷製本費	0	0	0
11 燃料費	116,360	95,654	20,706
12 減価償却費	441,120	464,622	△ 23,502
13 支払手数料	52,525	154,255	△ 101,730
14 保険料	139,311	143,271	△ 3,960
15 委託費	8,820,350	2,229,480	6,590,870
16 工事請負費	3,446,300	924,000	2,522,300
17 補償費	0	0	0
18 支払負担金	7,800,000	78,000	7,722,000
19 支払利息	0	0	0
20 租税公課	300,300	444,400	△ 144,100
2 管理費	377,836	234,514	143,322
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	0	0	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	0
6 消耗什器備品費	0	0	0
7 消耗品費	69,425	35,848	33,577
8 修繕費	0	0	0
9 燃料費	12,929	10,628	2,301
10 減価償却費	49,013	51,624	△ 2,611
11 支払手数料	990	495	495
12 保険料	15,479	15,919	△ 440
13 委託費	68,200	0	68,200
14 租税公課	13,600	40,000	△ 26,400
15 研修費	68,200	0	68,200
経常費用計	24,424,751	6,035,371	18,389,380

正味財産増減計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 19,128,054	3,995,874	△ 23,123,928
評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	△ 19,128,054	3,995,874	△ 23,123,928
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 19,128,054	3,995,874	△ 23,123,928
一般正味財産期首残高	2,223,170,329	2,219,174,455	3,995,874
一般正味財産期末残高	2,204,042,275	2,223,170,329	△ 19,128,054
II 指定正味財産増減の部		0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部		0	
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,205,042,275	2,224,170,329	△ 19,128,054

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1 基本財産運用益	0	0	18	18
1 基本財産受取利息	0	0	18	18
2 事業収益	0	4,891,366	0	4,891,366
1 土地売却収益	0	0	0	0
2 土地貸付収益	0	4,891,366	0	4,891,366
3 雑収益	405,313	0	0	405,313
1 受取利息	405,313	0	0	405,313
2 雑収益	0	0	0	0
経常収益計	405,313	4,891,366	18	5,296,697
(2) 経常費用				
1 事業費	23,645,849	367,846	33,220	24,046,915
1 売上原価	0	0	0	0
2 給料手当	1,138,064	0	0	1,138,064
3 旅費交通費	558,001	0	0	558,001
4 接待交際費	245,072	0	0	245,072
5 広告宣伝費	128,000	0	0	128,000
6 通信運搬費	82,667	0	220	82,887
7 消耗什器備品費	0	0	0	0
8 消耗品費	555,405	69,425	0	624,830
9 修繕費	153,795	0	0	153,795
10 印刷製本費	0	0	0	0
11 燃料費	103,431	12,929	0	116,360
12 減価償却費	392,107	49,013	0	441,120
13 支払手数料	52,525	0	0	52,525
14 保険料	123,832	15,479	0	139,311
15 委託費	8,787,350	0	33,000	8,820,350
16 工事請負費	3,446,300	0	0	3,446,300
17 補償費	0	0	0	0
18 支払負担金	7,800,000	0	0	7,800,000
19 支払利息	0	0	0	0
20 租税公課	79,300	221,000	0	300,300
2 管理費	0	0	377,836	377,836
1 役員報酬	0	0	80,000	80,000
2 給料手当	0	0	0	0
3 旅費交通費	0	0	0	0
4 会議費	0	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	0	0
6 消耗什器備品費	0	0	0	0
7 消耗品費	0	0	69,425	69,425
8 修繕費	0	0	0	0
9 燃料費	0	0	12,929	12,929
10 減価償却費	0	0	49,013	49,013

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
11 支払手数料	0	0	990	990
12 保険料	0	0	15,479	15,479
13 委託費	0	0	68,200	68,200
14 租税公課	0	0	13,600	13,600
15 研修費	0	0	68,200	68,200
経常費用計	23,645,849	367,846	411,056	24,424,751
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 23,240,536	4,523,520	△ 411,038	△ 19,128,054
評価損益等計				
当期経常増減額	△ 23,240,536	4,523,520	△ 411,038	△ 19,128,054
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 23,240,536	4,523,520	△ 411,038	△ 19,128,054
一般正味財産期首残高	2,222,751,826	880,268	△ 461,765	2,223,170,329
一般正味財産期末残高	2,199,511,290	5,403,788	△ 872,803	2,204,042,275
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	0	0	1,000,000
指定正味財産期末残高	1,000,000	0	0	1,000,000
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,200,511,290	5,403,788	△ 872,803	2,205,042,275

貸 借 対 照 表
令和 7 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金	430,630,781	1,752,153,220	△ 1,321,522,439
棚卸資産（土地）	3,941,775,788	2,639,542,946	1,302,232,842
流動資産合計	4,372,406,569	4,391,696,166	△ 19,289,597
2 固定資産			
(1) 基本財産	1,000,000	1,000,000	0
定期預金	1,000,000	1,000,000	0
常陽銀行下妻支店	500,000	500,000	0
筑波銀行下妻営業部	500,000	500,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	1,326,789	1,716,484	△ 389,695
器具備品	438,388	128,755	309,633
営業保証金	600,000	600,000	0
預託金	24,280	24,280	0
土地	163,379,697	163,379,697	0
有価証券	0	0	0
定期預金	0	0	0
その他の固定資産合計	165,769,154	165,849,216	△ 80,062
固定資産合計	166,769,154	166,849,216	△ 80,062
資産合計	4,539,175,723	4,558,545,382	△ 19,369,659
II 負債の部			
1 流動負債			
前受保証金	834,131,000	834,131,000	0
預り金	2,448	244,053	△ 241,605
流動負債合計	834,133,448	834,375,053	△ 241,605
2 固定負債			
長期借入金	1,500,000,000	1,500,000,000	0
固定負債合計	1,500,000,000	1,500,000,000	0
負債合計	2,334,133,448	2,334,375,053	△ 241,605
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
2 一般正味財産			
一般正味財産	2,204,042,275	2,223,170,329	△ 19,128,054
一般正味財産合計	2,204,042,275	2,223,170,329	△ 19,128,054
（うち基本財産への充当額）	1,000,000	1,000,000	0
正味財産合計	2,205,042,275	2,224,170,329	△ 19,128,054
負債及び正味財産合計	4,539,175,723	4,558,545,382	△ 19,369,659

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については、移動平均法による原価基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、定額法による減価償却を実施している。

(3) 消費税について

消費税の会計処理については、税込方式による。

2 固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

カラーラッソーリング（3年目） (単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,333,500	1,006,712	1,326,788
合計	2,333,500	1,006,712	1,326,788

カラーラッソーリング減価償却費予定表 (単位：円)

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	7	227,322	227,322	2,106,178
2年目	12	389,695	617,017	1,716,483
3年目	12	389,695	1,006,712	1,326,788
4年目	12	389,695	1,396,407	937,093
5年目	12	389,695	1,786,102	547,398
6年目	12	389,695	2,175,797	157,703
7年目	5	157,702	2,333,499	1

ノア（8年目） (単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,683,624	2,683,623	1
合計	2,683,624	2,683,623	1

ドローン（4年目） (単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	286,121	214,590	71,531
合計	286,121	214,590	71,531

ドローン減価償却費予定表 (単位：円)

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	9	42,918	42,918	243,203
2年目	12	57,224	100,142	185,979
3年目	12	57,224	157,366	128,755
4年目	12	57,224	214,590	71,531
5年目	12	57,224	271,814	14,307
6年目	3	14,306	286,120	1

デスクトップパソコン（初年度）（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	217,021	27,127	189,894
合計	217,021	27,127	189,894

デスクトップパソコン減価償却費予定表（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	6	27,127	27,127	189,894
2年目	12	54,255	81,382	135,639
3年目	12	54,255	135,637	81,384
4年目	12	54,255	189,892	27,129
5年目	6	27,128	217,020	1

プリンター（初年度）（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	193,050	16,087	176,963
合計	193,050	16,087	176,963

プリンター減価償却費予定表（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	5	16,087	16,087	176,963
2年目	12	38,610	54,697	138,353
3年目	12	38,610	93,307	99,743
4年目	12	38,610	131,917	61,133
5年目	12	38,610	170,527	22,523
6年目	7	22,522	193,049	1

3 基本財産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計		1,000,000	0	0	1,000,000

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金			
	普通預金			
	常陽銀行 下妻支店	常陽銀行 下妻支店	運転資金として	362,362,353
	筑波銀行 下妻営業部	筑波銀行 下妻営業部	運転資金として	44,050,935
	常総ひかり農協 下妻支店	常総ひかり農協 下妻支店	運転資金として	24,217,493
	棚卸資産			
	棚卸資産(土地)	長塚地区 3,901㎡		21,658,976
		石の宮地区 29,818㎡		264,414,816
		中央工業団地 371,619㎡		3,655,701,996
流動資産合計				4,372,406,569
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金			
	常陽銀行 下妻支店	常陽銀行 下妻支店		500,000
	筑波銀行 下妻営業部	筑波銀行 下妻営業部		500,000
その他の固定資産				
	車両運搬具			1,326,789
	器具備品			438,388
	営業保証金		宅地建物取引業営業保証金	600,000
	預託金		車両リサイクル料金	24,280
	土地	小島地区 3,543㎡	下妻市指定文化財「小島草庵跡地」であり、用地の一部を収益事業として隣接事業者へ貸付(駐車場)	4,390,456
		舟山地区 1,589.71㎡	収益事業として水戸地方法務局下妻支局へ貸付	158,989,241
固定資産合計				166,769,154
資産合計				4,539,175,723
(流動負債)				
	前受保証金		工業団地予約保証金	834,131,000
	預り金		源泉徴収所得税の預り金	2,448
流動負債合計				834,133,448
(固定負債)				
	長期借入金			1,500,000,000
固定負債合計				1,500,000,000
負債合計				2,334,133,448
正味財産				2,205,042,275

土 地 調 書

令和 7 年 3 月 31 日現在

	土 地 所 在 地	面積 (㎡)	帳簿価格 (円)	備 考
長塚地区	下妻市長塚字瀬戸川501番 外5筆	3,901.00	21,658,976	棚卸資産
小島地区	下妻市小島字四体仏490番1	3,543.00	4,390,456	その他の固定資産
舟山地区	下妻市下妻字舟山甲41番4 外7筆	1,589.71	158,989,241	その他の固定資産
石の宮地区	下妻市石の宮字石の宮55番1 外1筆	29,818.00	264,414,816	棚卸資産
中央工業団地	下妻市中央工業団地800番1	371,619.00	3,655,701,906	棚卸資産
棚卸資産(土地)計		405,338.00	3,941,775,698	
その他の固定資産計		5,132.71	163,379,697	
合 計		410,470.71	4,105,155,395	

監 査 意 見 書

一般財団法人下妻市開発公社定款第 23 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 24 日、理事長から提出された令和 6 年度事業報告並びに財務諸表の各項について証書、伝票、諸帳簿を監査した結果、いずれも適正なものと認める。

令和 7 年 4 月 2 4 日

監 事 谷田部 猛

監 事 風間 紀寿

令和 7 年度事業計画書並びに予算書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和 7 年度事業計画書

1 基本方針

下妻市の総合開発に関連する工業用地、住宅用地等の取得、造成、斡旋及び処分などの諸計画を推進し、もって下妻市の発展と市民生活の向上に寄与する。

2 主な事業内容

(1) 公益目的事業

① 企業誘致関連事業

- ・しもつま中央工業団地の竣工及び土地の引渡し

令和 7 年 5 月に竣工した工場用地について、分筆や地目変更などの登記手続を完了させ、令和 7 年 7 月には土地売買契約の締結（本契約）及び土地の引渡しを完了する。

また、同工業団地内に創設された緑地及び調整池の利活用方策についての基本構想を令和 7 年 9 月末を目途に策定する。

- ・誘致企業のフォローアップ

しもつま中央工業団地へ誘致した企業が円滑に工場の建設及び操業ができるよう、引き続き各種フォローアップ活動を進める。

また、既存の市内企業に対しては、雇用確保に向けた合同企業説明会や工場見学バスツアーなどを市と一体となって支援していく。

- ・しもつま鯨工業団地 3 号区画への誘致

しもつま鯨工業団地 3 号区画については、土地売買契約に基づいた買戻しの特約を行使し、新たな企業誘致活動を積極的に展開する。

② その他の事業

「下妻市人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 7 年度～令和 11 年度）の実現に向けて、新規誘致企業を中心に下妻市の魅力を P R し、市と連携した移住・定住につながる取組を推進する。

(2) 収益事業

水戸地方法務局下妻支局への長期貸付地である「舟山地区」や下妻市指定文化財「小島草庵」跡地である「小島地区」、「石の宮地区」の各保有地について、引き続き有効活用を図るため、土地貸付事業を行う。

(3) 法人会計事業

評議員会及び理事会の運営、法人会計業務等、一般財団法人として相応しい法令を遵守した組織運営を行う。

令和7年度予算書（正味財産）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	1,000	1,000	0
1 基本財産受取利息	1,000	1,000	0
2 事業収益	8,301,500,000	1,500,000	8,300,000,000
1 土地売却収益	8,300,000,000	0	8,300,000,000
2 土地貸付収益	1,500,000	1,500,000	0
3 雑収益	3,021,000	21,000	3,000,000
1 受取利息	3,020,000	20,000	3,000,000
2 雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	8,304,522,000	1,522,000	8,303,000,000
(2) 経常費用			
1 事業費	6,397,460,000	16,860,000	6,380,600,000
1 売上原価	6,300,000,000	0	6,300,000,000
2 給料手当	800,000	300,000	500,000
3 旅費交通費	300,000	300,000	0
4 接待交際費	300,000	300,000	0
5 広告宣伝費	300,000	300,000	0
6 通信運搬費	80,000	80,000	0
7 消耗什器備品費	30,000	30,000	0
8 消耗品費	500,000	500,000	0
9 修繕費	150,000	50,000	100,000
10 印刷製本費	50,000	50,000	0
11 燃料費	100,000	100,000	0
12 減価償却費	450,000	450,000	0
13 支払手数料	100,000	100,000	0
14 保険料	250,000	250,000	0
15 貸借料	50,000	50,000	0
16 委託費	10,000,000	10,000,000	0
17 工事請負費	3,000,000	3,000,000	0
18 補償費	0	0	0
19 支払負担金	200,000	200,000	0
20 支払利息	0	0	0
21 租税公課	800,000	800,000	0
22 企業立地奨励金	80,000,000	0	80,000,000
2 管理費	730,000	700,000	30,000
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	20,000	20,000	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 接待交際費	0	0	0
6 通信運搬費	20,000	20,000	0
7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0
8 消耗品費	100,000	100,000	0
9 修繕費	50,000	20,000	30,000
10 印刷製本費	20,000	20,000	0
11 燃料費	20,000	20,000	0

令和7年度予算書（正味財産）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：円）

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
12 減価償却費	50,000	50,000	0
13 支払手数料	20,000	20,000	0
14 諸謝金	20,000	20,000	0
15 保険料	30,000	30,000	0
16 委託費	100,000	100,000	0
17 租税公課	100,000	100,000	0
経常費用計	6,398,190,000	17,560,000	6,380,630,000
評価損益等調整前当期経常増減額	1,906,332,000	△ 16,038,000	1,922,370,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,906,332,000	△ 16,038,000	1,922,370,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,906,332,000	△ 16,038,000	1,922,370,000
一般正味財産期首残高	2,204,042,275	2,223,170,329	△ 19,128,054
一般正味財産期末残高	4,110,374,275	2,207,132,329	1,903,241,946
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	4,111,374,275	2,208,132,329	1,903,241,946

一般財団法人下妻市開発公社 評議員及び役員名簿

評 議 員	猪 瀬 憲 一
評 議 員	浅 野 妙 子
評 議 員	栗 山 学
理 事 長	菊 池 博
副 理 事 長	渡 辺 尚
常 務 理 事	増 子 朋 哉
理 事	倉 持 総 男
理 事	塚 越 剛
理 事	黒 須 武
理 事	柴 崎 臣 光
理 事	保 戸 山 正 浩
理 事	菊 池 哲 也
理 事	横 瀬 哲 彦
理 事	岡 田 和 之
理 事	小 田 和 男
理 事	谷 口 裕 治
監 事	谷 田 部 猛
監 事	風 間 紀 寿

(令和7年6月17日現在)

報告第16号

株式会社ふれあい下妻令和6年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

株式会社ふれあい下妻の令和6年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の5第1項の規定により、議会に報告するものである。

株式会社 ふれあい下妻

経営状況報告書

第 27 期

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

第27期 営業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 営業の状況

《全体の状況》

本年度は、創業25年の節目の年に当たることから、「道の駅しもつまスタイル」及び「働き方改革」の二つのテーマを掲げました。「道の駅しもつまスタイル」については、私たちの駅でしか手に入らない話題性の高い商品を積極的に展開し、「働き方改革」については、業務の効率化や生産性向上を図るために営業時間を短縮し、従業員の健康維持やワークライフバランスの促進に努めました。

また、11月には「全国道の駅シンポジウム in 下妻」を市内で開催した結果、平日にもかかわらず全国各地から多くの方が訪れて賑わいを見せるなど、話題性のある一年となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①営業時間短縮による来場者の減少を抑えるため、新聞折込広告の配布エリアを拡大するとともにリビング誌に広告を掲載
- ②施設内駐車場が満車の際の対応として、隣接するJA育苗施設駐車場を臨時駐車場として活用することで、来場する機会を確保
- ③キャッシュレス決済への対応として、クレジットカード決済を導入
- ④直売所に大型冷凍ショーケースを導入し、冷凍海産物の販売を実施

このような従業員による創意工夫が実を結んだ結果、全ての部門において売上高を伸ばすこととなり、施設全体としても過去最高の売上高となりました。

また、本年度も約定書に基づき、下妻市に対し35,524,232円の売上割戻金を支払いました。

《全体売上げ・来場者数》

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	873,672 千円	808,801 千円	64,871 千円	108.0%
来場者数（直営店）	645,460 人	636,435 人	9,025 人	101.4%
来場者数（テナントを含む）	722,457 人	723,044 人	△587 人	99.9%

売上目標	売上高	対比額	対比率
805,000 千円	873,672 千円	68,672 千円	108.5%

《農産物直売コーナー》

農産物直売については、全国的に野菜の価格が高騰する中であっても、直売の利点を生かした価格での販売を行ったことで、来場者に安心感を与え、リピーターの確保につながりました。

また、7月に大型冷凍ショーケースを導入して冷凍海産物の販売を行ったところ、支払額が高額となった来場者がクレジットカードを利用する場面が多く見られました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①下妻市農産物出荷組合に対し「野菜・果物等」の適正価格を指導
- ②下妻産の梨、メロン、スイカ等の試食販売会を行政や農協と共同で実施
- ③野菜や果物の通常販売に加え、プチトマトやレンコンの詰め放題を実施
- ④年末年始にかけて、カニや帆立をはじめとした冷凍海産物の販売を実施

売上高は 341,803 千円となり、前年度比 12,864 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	341,803 千円	328,939 千円	12,864 千円	103.9%
来場者数	213,291 人	229,512 人	△16,221 人	92.9%

《物産コンビニコーナー》

前年度に引き続き、観光需要の高まりを受けて、大型連休、三連休、土日などの来場者数が増加傾向となり、お土産の箱菓子や漬物に加え、茨城を代表する干し芋や栗商品、酒類のセット販売が人気となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①商品販売数のデータを基にした売場展開
- ②他県からのお客様にも好評な茨城県産干し芋の品揃えを強化
- ③秋田県能代市の「道の駅ふたつ」との交流から、いぶりがっこ商品を導入
- ④バレンタイン商戦において、チョコ関連商品を前面に打ち出し
- ⑤漬物、煮物の試食販売を定期的実施
- ⑥千葉県鎌ヶ谷市の「イデカフェ」と提携し、オリジナルの下妻珈琲を製作
- ⑦定番として置いている銘柄以外の日本酒やクラフトビール等を季節毎に入れ替え
- ⑧アイキャッチ、ポップ、陳列に創意工夫を凝らし販売を促進

売上高は 172,492 千円となり、前年度比 13,842 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	172,492 千円	158,650 千円	13,842 千円	108.7%
来場者数	149,776 人	135,687 人	14,089 人	110.4%

《お食事処しもん亭》

9月からキャッシュレス決済機能付きの新型券売機を導入したことにより、表示できる献立の数に制限が無くなったことから、セットメニューの充実を図りました。その結果、休日は満席となる時間が増え、客席以外のイートインスペースや屋外席等の利用者が多くなりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①新型券売機の導入により、セットメニューの販売やキャッシュレス決済を開始
 - ②夏季限定でカレーフェアや麺類フェアを実施
 - ③秋季、冬季限定で、器や盛り付けに創意工夫を凝らした味覚御膳を販売
 - ④毎月29日を肉の日として特売を、11月からは肉の日限定の献立や弁当の販売をそれぞれ実施
 - ⑤下妻市ふるさと納税返礼品のお節料理やクリスマスオードブルを販売
- 売上高は71,106千円となり、前年度比2,052千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	71,106千円	69,054千円	2,052千円	103.0%
来場者数	51,889人	48,319人	3,570人	107.4%

《そば打ちめいじん亭》

新店長を迎えてから2年目となり、積極的に献立の改革を行った結果、リピーターが増加しました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①昨年度販売数を上回った季節献立に加え、新メニューの導入
- ②多目的飲食販売コーナー「シモンズキッチン」を活用した新そばフェアを実施するほか、おにぎり、いなり寿司等のサイドメニューを追加
- ③午後3時から4時に帰宅されるお客様をターゲットに、打ち立ての生そばを販売
- ④食品ロスが出ないように、弁当や惣菜類は販売数を常にチェック
- ⑤2月から肉そばを提供

売上高は71,115千円となり、前年度比8,555千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	71,115千円	62,560千円	8,555千円	113.7%
来場者数	46,220人	44,539人	1,681人	103.8%

《BAKERY しもんぱん》

これまでの創意工夫が実を結び、リピーターが定着したほか、2月には1日の売上高が過去最高の92万円（税込）となるなど、今年度も過去最高の売上高を記録しました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①「パンの日」のイベントを、毎月12日開催から毎月第2水曜日に変更するとともに、企画の内容を見直し
- ②売上げが下がる夏季の対策として、抹茶アイス入りの生絞り抹茶モンブランを販売するほか、惣菜パンの販売にも注力
- ③秋季は、生絞りモンブランを販売
- ③カスミグループのブランデからの依頼により、BLANDE 2店舗で約2か月間販売を実施
- ④2月に実施したパンフェアでは、広告を配布するエリアや広告媒体の見直しを実施

売上高は119,565千円で過去最高となり、前年度比5,281千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	119,565 千円	114,284 千円	5,281 千円	104.6%
来場者数	124,698 人	118,060 人	6,638 人	105.6%

《下妻納豆福よ来い》

安心安全な下妻産大豆の使用や施設内の看板の効果に加え、納豆工場がテレビで紹介されたことなどから、仕込みが間に合わないほどの忙しさとなり、販売数も大きく増加しました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①各メディアで報道
TBS『熱狂マニアさん！』おじとら・ドライブインマニア旅や下野新聞など、各メディアで報道
- ②新たに栃木県下野市「道の駅しもつけ」において販売を開始するなど、他県の道の駅との取引を開始
- ④愛知県岡崎市にある新東名高速道路のサービスエリア「NEOPASSA 岡崎」からご飯のお供として注文が入り、販売数が多いことから通年販売を実施

売上高は68,631千円で過去最高となり、前年度比6,084千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	68,631 千円	62,547 千円	6,084 千円	109.7%

《宝くじ売場》

ネット販売による影響も少なく、納豆同様にテレビで紹介されたことから、過去最高の手数料収入となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①大宝八幡宮宮司による当選祈願祭を年2回実施
- ②テレビ効果に加え、縁起が良いとされる「天赦日・大安・一粒万倍日」の3つ重なる日には長蛇の列が途切れなかった。
- ③本館が休館日であっても、ジャンボ宝くじ販売期間中の縁起の良い日に限っては営業を行った。

手数料収入高は8,023千円で過去最高となり、前年度比72千円の増加となりました。

※以下の金額は、手数料収入です。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
販売手数料	8,023 千円	7,951 千円	72 千円	100.9%
来場者数	57,845 人	60,258 人	△2,413 人	96.0%

《地域未来推進室》

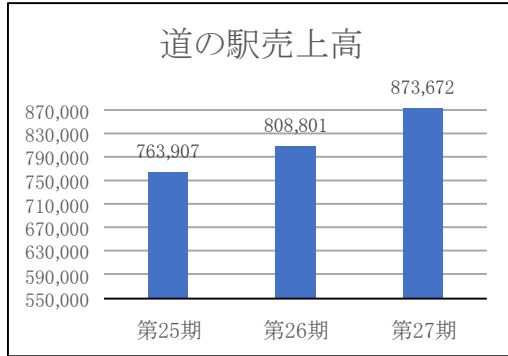
本年度から、ふるさと納税関連業務に係る中間管理業務を担う部門として、地域未来推進室が本格的に稼働を開始しました。その主な業務として、ふるさと納税返礼品をインターネットのサイトへ登録する作業や、個人店への訪問に加え、新規返礼品の開拓等の活動を行いました。

主な取組は、次のとおりです。

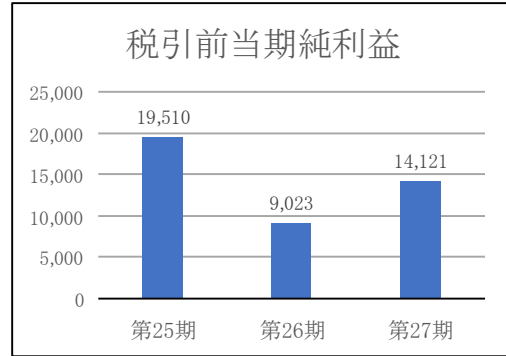
- ①地域ブランドの確立を目標に、市内に眠っている特産品を掘り起こしてふるさと納税返礼品として登録するほか、道の駅しもつまでも販売を実施
- ②民間の利点を生かして行政では難しかった事業者との連携を実現し、直接事業者へ接触して、ふるさと納税返礼品の登録のサポートや商品開発の提案を実施

本年度は16,334千円の手数料収入がありました。

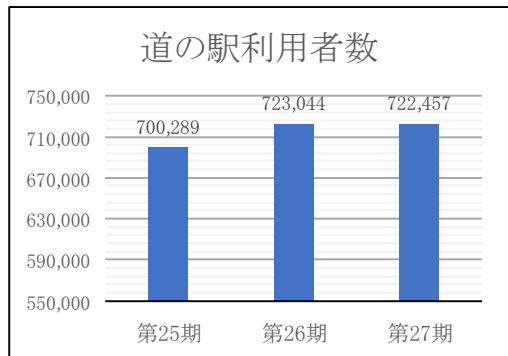
単位：千円



単位：千円



単位：人



単位：千円

	第25期	第26期	第27期	前期比増減	前期比
道の駅売上高(千円)	763,907	808,801	873,672	64,871	108.0%
税引前当期純利益(千円)	19,510	9,023	14,121	5,098	156.5%
道の駅利用者数(人)	700,289	723,044	722,457	△ 587	99.9%

2. 従業員の状況（令和7年4月1日現在）

単位：人

	従業員数	前年比
正社員	22	1
嘱託	0	△1
パート	38	3
アルバイト	13	2
派遣	1	0
合計	74	5

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	225,163,286	【 流 動 負 債 】	107,980,897
現 金 及 び 預 金	184,852,545	買 掛 金	41,615,023
売 掛 金	24,903,380	未 払 金	1,536,348
商 品	11,508,505	未 払 消 費 税	5,702,800
貯 蔵 品	1,617,290	未 払 費 用	49,615,673
前 渡 金	375,252	預 り 金	854,993
未 収 入 金	330,843	前 受 金	1,598,860
立 替 金	1,760,235	未 払 法 人 税 等	2,355,200
前 払 費 用	57,836	1年内返済長期借入金	4,702,000
貸 倒 引 当 金	△ 242,600		
【 固 定 資 産 】	25,632,711	【 固 定 負 債 】	2,947,702
[有 形 固 定 資 産]	21,811,967	預 り 保 証 金	1,860,000
建 物	4,054,978	長 期 未 払 金	1,087,702
建 物 付 属 設 備	3,770,557		
構 築 物	4,406,264	負 債 の 部	110,928,599
機 械 ・ 装 置	659,938		
車 両 ・ 運 搬 具	3		
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,920,227	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	0	【 株 主 資 本 】	139,867,399
[無 形 固 定 資 産]	788,200	[資 本 金]	25,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	788,200	[利 益 剰 余 金]	116,167,399
[投 資 そ の 他 の 資 産]	3,032,544	利 益 準 備 金	648,800
出 資 金	9,000	〈その他利益剰余金〉	115,518,599
長 期 前 払 費 用	123,544	別 途 積 立 金	20,000,000
保 証 金	2,900,000	繰 越 利 益 剰 余 金	95,518,599
【 繰 延 資 産 】	1	[自 己 株 式]	△ 1,300,000
加 盟 金	1		
		純 資 産 の 部	139,867,399
資 産 の 部 計	250,795,998	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	250,795,998

損 益 計 算 書

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常損益の部		円
【営業損益の部】		
売上高	873,672,858	
売上高合計		873,672,858
期首棚卸高	9,912,368	
仕入高	512,556,913	
合計	522,469,281	
期末棚卸高	11,508,505	
売上原価合計		510,960,776
売上総利益(損失)		362,712,082
販売費及び一般管理費合計		355,103,199
営業利益(損失)		7,608,883
【営業外損益の部】		
受取利息	12,049	
貸倒引当金戻入額	209,500	
雑収入	6,490,613	
営業外収益合計		6,712,162
支払利息割引料	194,159	
繰延資産償却	2,000	
雑損失	3,912	
営業外費用合計		200,071
経常利益(損失)		14,120,974
特別損益の部		
固定資産除却損	1	
特別損失合計		1
税引前当期純利益(損失)		14,120,973
法人税及び住民税	3,530,000	
当期純利益		10,590,973

販 売 費 ・ 一 般 管 理 費

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目					金 額	
事 務 員 給 与					19,608,676	
従 業 員 賞 与					11,249,250	
退 職 金					683,200	
法 定 福 利 費					23,955,454	
厚 生 費					2,678,822	
雑 給					8,902,747	
販 売 員 給 与					141,047,917	
販 売 員 旅 費					636,905	
広 告 宣 伝 費					5,246,625	
発 送 配 達 費					3,500,795	
支 払 手 数 料					38,920,831	
リ ー ス 料					5,177,368	
減 価 償 却 費					4,509,161	
地 代 家 賃					145,000	
修 繕 費					7,176,228	
通 信 交 通 費					1,547,215	
水 道 光 熱 費					22,034,011	
租 税 公 課					372,295	
寄 附 金					180,000	
接 待 交 際 費					657,413	
保 険 料					1,997,520	
備 品 ・ 消 耗 品 費					25,919,051	
管 理 諸 費					14,414,964	
会 議 費					76,892	
研 修 費					98,475	
車 両 燃 料 費					1,094,535	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額					242,600	
車 両 修 繕 費					438,260	
委 託 警 備 費					619,320	
委 託 清 掃 費					11,543,320	
雑 費					428,349	
販売費及び一般管理費合計						355,103,199

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	当 期 首 残 高	変 動 事 由		当期変動額合計	当 期 末 残 高
		当 期 純 利 益	自己株式の取得		
資本金	25,000,000			0	25,000,000
資本金合計	25,000,000			0	25,000,000
利益準備金	648,800			0	648,800
利益準備金合計	648,800			0	648,800
別途積立金	20,000,000			0	20,000,000
繰越利益剰余金	84,927,626	10,590,973		10,590,973	95,518,599
その他利益剰余金合計	104,927,626			10,590,973	115,518,599
利益剰余金合計	105,576,426			10,590,973	116,167,399
自己株式	△ 1,300,000			0	△ 1,300,000
自己株式合計	△ 1,300,000			0	△ 1,300,000
株主資本合計	129,276,426			10,590,973	139,867,399
純資産の部合計	129,276,426			10,590,973	139,867,399

第 27 期利益処分について

剰余金処分案は、次のとおりです。

配当金	無し
-----	----

監査報告書

株式会社ふれあい下妻、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第27期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記票、事業報告及び附属明細書を監査しました結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和7年6月9日

株式会社ふれあい下妻

代表取締役 菊池 博 殿

監査役 大塚 功

監査役 古澤 真人

令和 7 年度損益見込

《株式会社ふれあい下妻・道の駅しもつま》

単位:千円

科 目	令和6年度	令和7年度	前期対比
売上高	857,339	880,000	102.6%
売上原価	509,814	525,110	103.0%
売上原価率	59.5%	59.7%	100.3%
売上総利益	347,525	354,890	102.1%
人件費	207,552	212,324	102.3%
一般管理費	138,752	142,042	102.4%
【販売費及び一般管理費】	346,304	354,366	102.3%
営業利益	1,218	524	43.0%
営業外収益	6,663	6,012	90.2%
営業外費用	196	158	80.6%
経常利益	7,685	6,378	83.0%

キャッシュフロー計算書

(単位：円)

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

株式会社 ふれあい下妻

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期利益	14,120,973
減価償却費	4,511,161
貸倒引当金の増減額	33,100
退職給付引当金の増減額	0
受取利息及び受取配当金	△ 12,049
支払利息及び割引料	194,159
固定資産除却損	0
売上債権の増減額	△ 3,258,593
棚卸資産の増減額	△ 289,260
その他流動資産の増減額	1,212,927
仕入債務の増減額	1,556,794
未払費用の増減額	9,160,924
未払消費税等の増減額	1,265,000
その他流動負債の増減額	△ 2,301,371
(小計)	26,193,765
利息及び配当金の受取額	12,049
利息及び割引料の支払額	△ 194,159
法人税等の支払額	△ 3,530,000
営業活動によるキャッシュフロー	22,481,655
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産の取得による支出	△ 9,333,310
固定資産の売却による収入	328
投資活動によるキャッシュフロー	△ 9,332,982
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金増減額	△ 3,290,000
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	△ 5,368,000
その他財務活動の増減額	0
財務活動によるキャッシュフロー	△ 8,658,000
IV 現金及び現金同等物の増加額	4,490,673
V 現金及び現金同等物期首残高	180,361,872
VI 現金及び現金同等物期末残高	184,852,545

議案第 35 号

下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正
について

下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年下妻市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第10条第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第3号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

下妻市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第7条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超えるときは、7円73銭とする。)に、作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に支払うものとする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭を超えるときは、541円31銭とする。)に、作成枚数(当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内とし、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第7条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超えるときは、8円38銭とする。)に、作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に支払うものとする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が586円88銭を超えるときは、586円88銭とする。)に、作成枚数(当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内とし、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当

現 行	改 正
該ポスター作成業者に支払うものとする。 (公費負担の限度額) 第10条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 選挙運動用ビラの作成については、<u>7円73銭</u>に、当該選挙における選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数とする。)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。) (3) 選挙運動用ポスターの作成については、<u>541円31銭</u>に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)	該ポスター作成業者に支払うものとする。 (公費負担の限度額) 第10条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 選挙運動用ビラの作成については、<u>8円38銭</u>に、当該選挙における選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数とする。)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。) (3) 選挙運動用ポスターの作成については、<u>586円88銭</u>に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)

議案第 36 号

下妻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

下妻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者）の登録及び管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として搭載されることとなり、当該機能を利用する事務については、マイナンバーの独自利用に当たるものとして条例に規定する必要があることから、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
下妻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年下妻市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4条第1項中「及び市の」を「、市の」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「及び市の執行機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の各項の下欄に掲げる事務」を加え、同条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中3の項を4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の15の項中

「

		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	-------------------------------------

」を

「

		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」に

改め、同表の１６の項中

「

		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
--	--	-------------------------

」を

「

		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第３中４の項を５の項とし、３の項を４の項とし、２の項を３の項とし、同表の１の項の次に次のように加える。

２ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第3に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

下妻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
新旧対照表

現 行	改 正
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により行う特定個人番号利用事務_____とする。 2・3 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により行う同表の中欄に掲げる事務、市の執行機関が第3項の規定により行う特定個人番号利用事務及び市の執行機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の各項の下欄に掲げる事務とする。 2・3 略 4 市の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度

現 行	改 正														
4 <u>前2項</u> _____の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第1(第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td>下妻市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年下妻市条例第29号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	下妻市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年下妻市条例第29号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>で、住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。))を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。))であって自らが保有するものを利用することができる。</u> 5 <u>第2項及び第3項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第1(第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td>下妻市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年下妻市条例第29号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td><u>3 市長</u></td><td><u>住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。))を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	下妻市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年下妻市条例第29号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>3 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。))を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に</u>
機関	事務														
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの														
2 市長	下妻市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年下妻市条例第29号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの														
機関	事務														
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの														
2 市長	下妻市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年下妻市条例第29号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの														
<u>3 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。))を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に</u>														

現 行		改 正	
			<u>関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>3</u> 教 育 委員会	就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。以下「就学援助に関する事務」という。)であって規則で定めるもの	<u>4</u> 教 育 委員会	就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。以下「就学援助に関する事務」という。)であって規則で定めるもの
		<u>5</u> 教 育 委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機 関	事 務	機 関	事 務
中略		中略	
15 市長	下妻市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	15 市長	下妻市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって		児童扶養手当関係情報であって

現 行			改 正		
		規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
16 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規	16 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規

現 行				改 正			
	規則で定めるもの	則で定めるもの		規則で定めるもの	則で定めるもの		
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの			母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの		
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの		
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの			障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの		
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの		
							<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援

現 行				改 正			
	収に関する事務 (生活に困窮する 外国人に対する生 活保護法に準じて 行う保護の措置に 関する事務を含 む。)であって規則 で定めるもの		助に関する情報で あって規則で定め るもの		収に関する事務 (生活に困窮する 外国人に対する生 活保護法に準じて 行う保護の措置に 関する事務を含 む。)であって規則 で定めるもの		助に関する情報で あって規則で定め るもの
				<u>2 市長</u>	<u>住登外者宛番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの</u>	<u>教育委員 会</u>	<u>住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの</u>
<u>2 教育 委員会</u>	学校保健安全法に よる医療に要する 費用についての援 助に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの	<u>3 教育 委員会</u>	学校保健安全法に よる医療に要する 費用についての援 助に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの
			生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの				生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの
			外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの				外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの

現 行				改 正			
			児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの				児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの
<u>3</u> 教 育 委員会	就学援助に関する 事務であって規則 で定めるもの	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの	<u>4</u> 教 育 委員会	就学援助に関する 事務であって規則 で定めるもの	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの
			生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの				生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの
			外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの				外国人生活保護関 係情報であって規 則で定めるもの
			児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの				児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの
<u>4</u> 教 育 委員会	子ども・子育て支 援法による子ども のための教育・保 育給付の支給又は 地域子ども・子育 て支援事業の実施 に関する事務であ って規則で定める	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの	<u>5</u> 教 育 委員会	子ども・子育て支 援法による子ども のための教育・保 育給付の支給又は 地域子ども・子育 て支援事業の実施 に関する事務であ って規則で定める	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの
			生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの				生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの
			外国人生活保護関 係情報であって規				外国人生活保護関 係情報であって規

現 行				改 正			
	もの		則で定めるもの		もの		則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの				障害者関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの				児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの				特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの				国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
				<u>6 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

議案第 37 号

下妻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

下妻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、部分休業の多様な取得形態に対応する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下妻市職員の育児休業等に関する条例（平成4年下妻市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第14条の規定による特別休暇」を「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」に改め、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」を「育児時間」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による」を「第61条の2第20項の規定による」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。
第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に

おける部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の下妻市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（下妻市企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 下妻市企業職員の育児休業等に関する条例（平成4年下妻市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第18条中「勤務時間条例第14条」」を削る。

下妻市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。</u>))を除く_____。) (<u>部分休業</u>の承認) 第18条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。<u>次条において同じ。</u>。) (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は</u> _____ _____ _____, 30分を単位として行うものとする。

現 行	改 正
2 <u>勤務時間条例第14条の規定による特別休暇</u> ____又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員____に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から<u>当該特別休暇</u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が<u>労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</u>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による</u>介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 <u>労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</u>又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(<u>非常勤職員を除く。</u>)に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から<u>当該育児時間</u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が<u>育児時間</u>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条の2第20項の規定による</u>介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u>

現 行	改 正
	<u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学</u>

現 行	改 正
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>

【付則第3項關係】

下妻市企業職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
(下妻市職員の育児休業等に関する条例の準用) 第2条 企業職員の育児休業等に関しては、下妻市職員の育児休業等に関する条例(平成4年下妻市条例第3号)の規定を準用する。この場合において、第2条中「下妻市職員の定年等に関する条例(昭和59年下妻市条例第9号)第4条第1項又は第2項」とあるのは、「下妻市水道事業就業規則(平成元年下妻市水管訓令第2号。以下「就業規則」という。)第21条」と読み替えるものとする。第3条中「(下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇をいう。)」<u>及び第18条中「勤務時間条例第14条」</u>とあるのは、「就業規則第16条第2項」と、第7条第1項中「下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第18条第1項」、同条第2項中「給与条例第19条第1項」、及び第19条中「給与条例第12条」、「給与条例第16条」とあるのは、「下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年下妻市条例第13号)第3条」と読み替えるものとする。	(下妻市職員の育児休業等に関する条例の準用) 第2条 企業職員の育児休業等に関しては、下妻市職員の育児休業等に関する条例(平成4年下妻市条例第3号)の規定を準用する。この場合において、第2条中「下妻市職員の定年等に関する条例(昭和59年下妻市条例第9号)第4条第1項又は第2項」とあるのは、「下妻市水道事業就業規則(平成元年下妻市水管訓令第2号。以下「就業規則」という。)第21条」と読み替えるものとする。第3条中「(下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇をいう。)」<u>とあるのは、「就業規則第16条第2項」と、第7条第1項中「下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第18条第1項」、同条第2項中「給与条例第19条第1項」、及び第19条中「給与条例第12条」、「給与条例第16条」とあるのは、「下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年下妻市条例第13号)第3条」と読み替えるものとする。</u>

議案第 38 号

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、職員が出生時及び育児期において子の年齢に応じた柔軟な働き方ができるよう規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年下妻市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、下妻市職員の育児休業等に関する条例（平成4年下妻市条例第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 下妻市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(<u>第17条の2第1項</u>)において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(<u>第17条の3第1項</u>)において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第17条の2 任命権者は、下妻市職員の育児休業等に関する条例(平成4年下妻市条例第3号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるための措置</u>

現 行	改 正
	<u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 下妻市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>

現 行	改 正
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3</u> 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4</u> 略

議案第 39 号

下妻市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

下妻市企業版ふるさと納税基金条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

企業版ふるさと納税制度による企業からの寄附金を基金として積み立て、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な財源に充てるため、当該基金の設置、管理、処分等について定める条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、下妻市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

下妻市市税条例の一部改正について

下妻市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方税法等の一部改正により、インターネットを用いた公示送達の方法に係る規定の整備、個人住民税における特定親族特別控除の創設、たばこ税の課税方式の見直し等が行われたことに伴い、これらに対応する所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市市税条例の一部を改正する条例

下妻市市税条例（平成 17 年下妻市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる

紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の下妻市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の下妻市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）

について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、下妻市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 下妻市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

下妻市市税条例新旧対照表

現 行	改 正
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____下妻市公告式条例(昭和29年下妻市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を</u>下妻市公告式条例(昭和29年下妻市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u> _____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学

現 行	改 正
_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りではない。 2～10 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りではない。 2～10 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

現 行	改 正
(1)・(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載	(1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

現 行	改 正
した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～5 略 付 則	した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 略 2～5 略 付 則 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規</u>

現 行	改 正
	<u>則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u>

現 行	改 正
	(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>

議案第 4 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

市道路線の認定調書

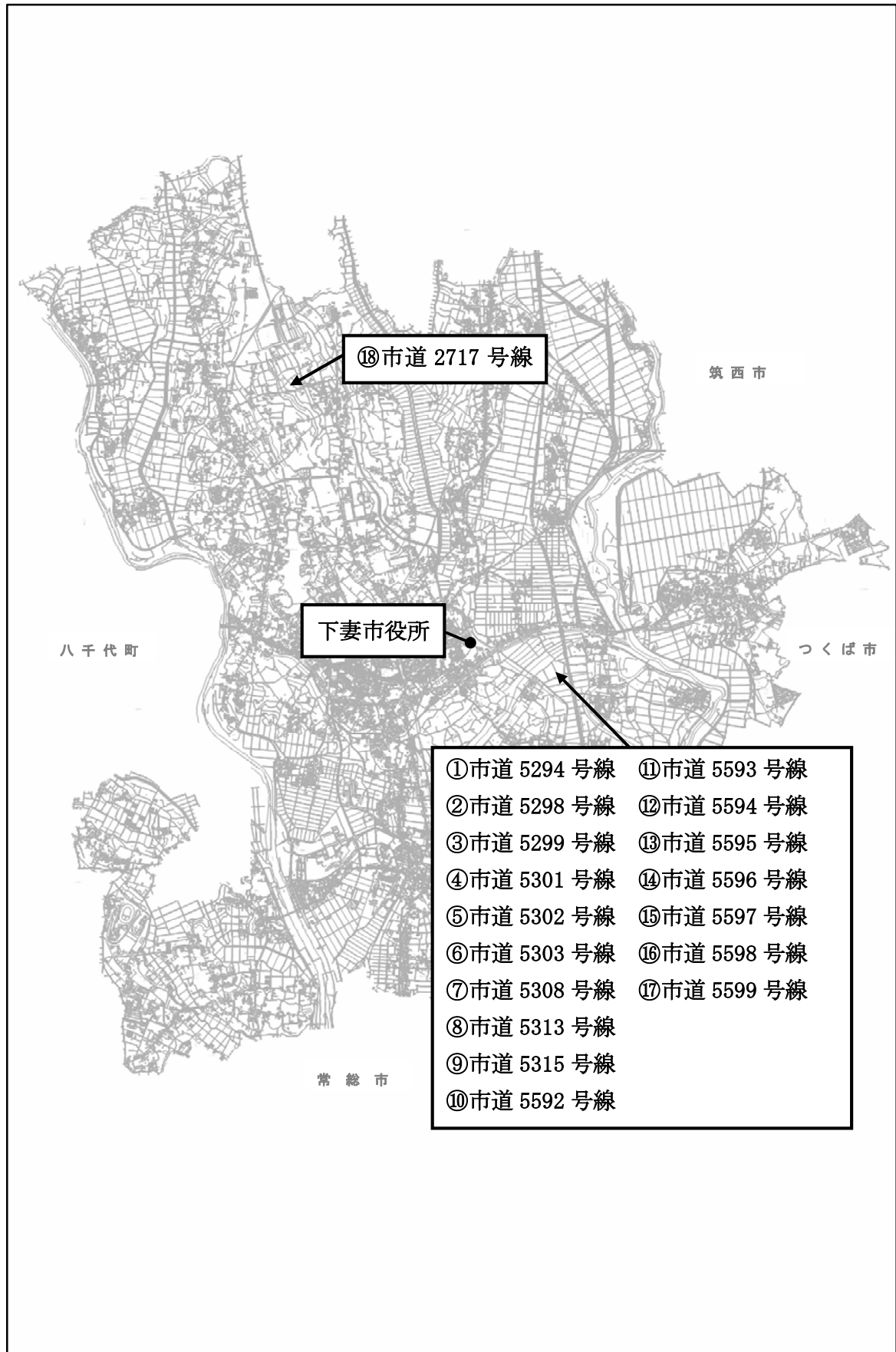
位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	5294 号線	中央工業団地 800 番 1 地先	2.00～2.00	52.70
		中央工業団地 800 番 1 地先		
②	5298 号線	袋畑 1124 番 1 地先	3.00～4.00	593.98
		古沢 1427 番 1 地先		
③	5299 号線	古沢 862 番 1 地先	2.20～2.20	297.26
		古沢 844 番 1 地先		
④	5301 号線	古沢 1429 番地先	2.80～2.80	90.22
		古沢 1439 番 1 地先		
⑤	5302 号線	古沢 1454 番地先	3.00～3.05	115.49
		古沢 1054 番 18 地先		
⑥	5303 号線	加養 3640 番地先	4.00～5.50	1005.10
		肘谷 800 番 1 地先		
⑦	5308 号線	古沢 1015 番 1 地先	2.00～2.50	485.86
		古沢 985 番 1 地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
⑧	5313 号線	袋畑 588 番地先	4.30～4.70	229.01
		谷田部 1246 番地先		
⑨	5315 号線	谷田部 1261 番地先	11.00～18.00	149.45
		谷田部 1266 番 1 地先		
⑩	5592 号線	加養 3626 番 1 地先	10.00～15.00	2773.20
		中央工業団地 800 番 3 地先		
⑪	5593 号線	中央工業団地 800 番 3 地先	9.50～9.50	146.43
		中央工業団地 800 番 6 地先		
⑫	5594 号線	中央工業団地 800 番 7 地先	12.50～15.50	476.00
		中央工業団地 800 番 5 地先		
⑬	5595 号線	中央工業団地 800 番 5 地先	6.00～6.00	360.90
		袋畑 496 番 1 地先		
⑭	5596 号線	古沢 1263 番 1 地先	4.20～4.50	146.90
		古沢 1345 番 2 地先		
⑮	5597 号線	古沢 1359 番地先	4.50～4.80	84.10
		古沢 1360 番 1 地先		
⑯	5598 号線	古沢 1366 番地先	3.00～5.50	76.90
		古沢 26 番 1 地先		
⑰	5599 号線	袋畑 528 番 1 地先	3.40～7.50	245.00
		袋畑 72 番 2 地先		
⑱	2717 号線	半谷 1255 番 1 地先	3.00～3.00	60.00
		半谷 1254 番 1 地先		

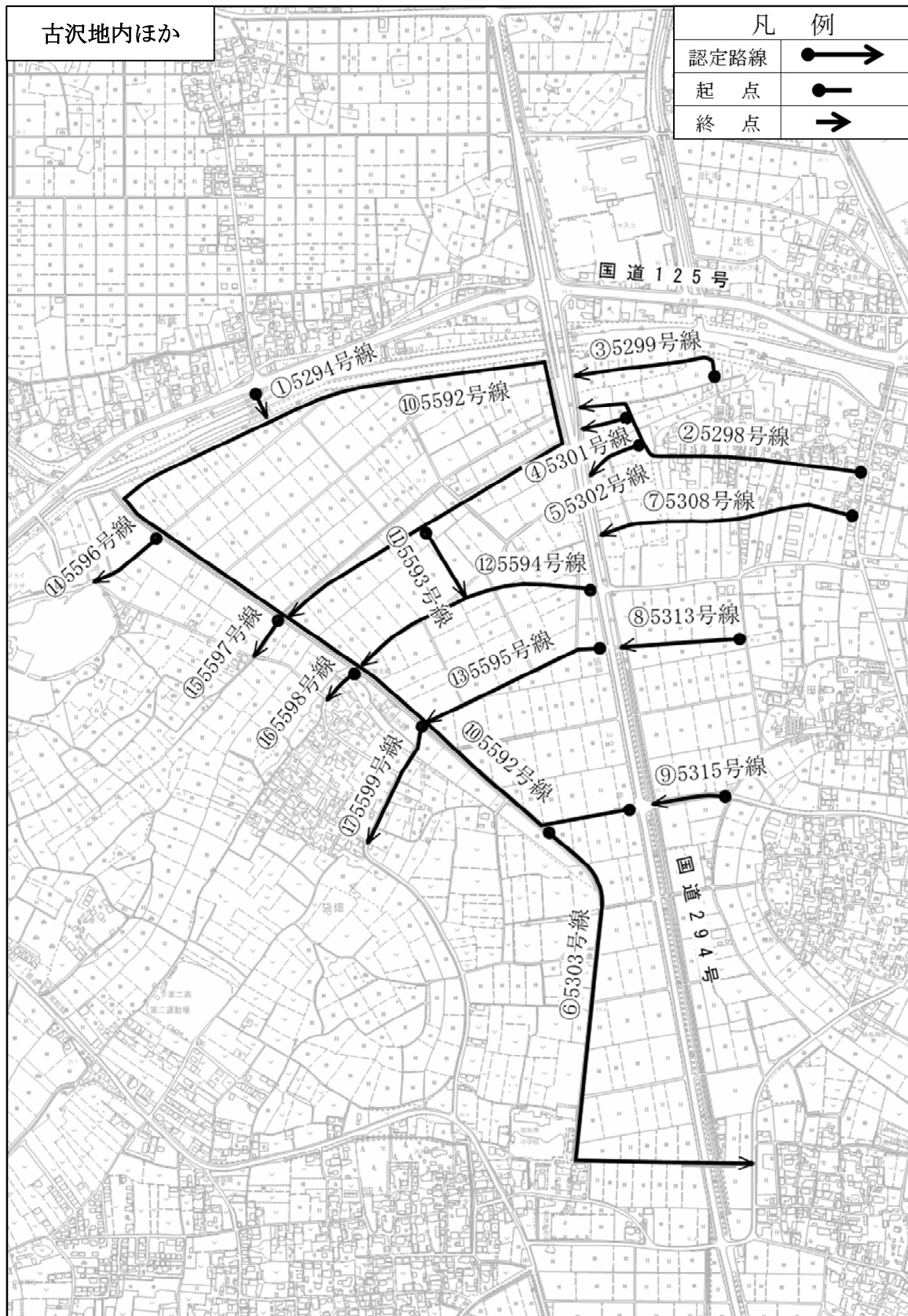
提案理由

しもつま中央工業団地造成事業の完了により移管を受けた 3 路線及び整理した 1 4 路線並びに宅地開発により付け替えた半谷地内の 1 路線を市道路線に認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

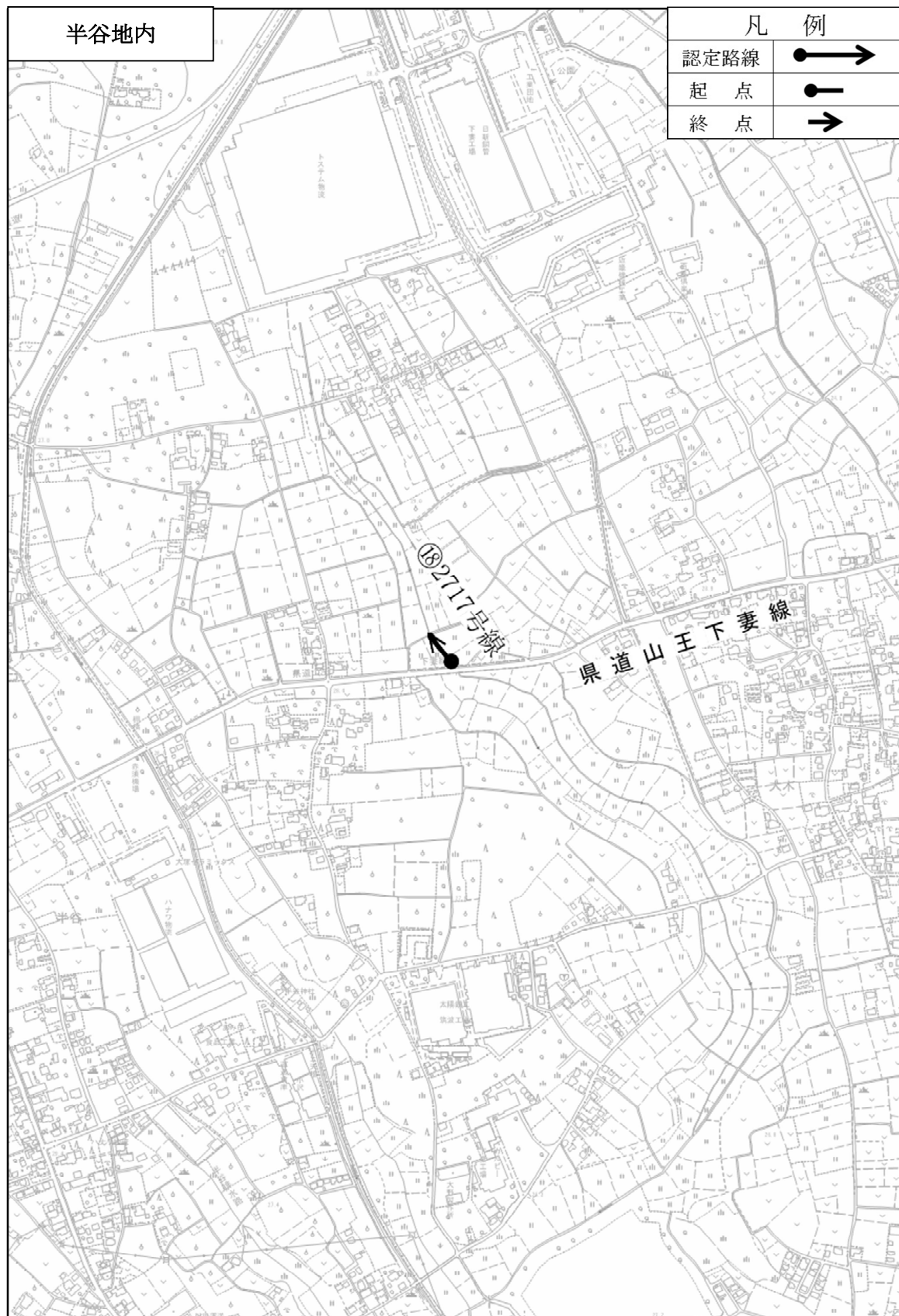
認定路線全体図



認定路線位置図



認定路線位置図



議案第 4 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

市道路線の廃止調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	5160 号線	古沢 827 番地先	2.00～2.00	98.71
		古沢 823 番 1 地先		
②	5293 号線	袋畑 16 番 1 地先	3.20～3.20	124.08
		袋畑 106 番地先		
③	5294 号線	古沢 1290 番地先	2.00～4.50	540.79
		古沢 1345 番 2 地先		
④	5295 号線	古沢 1290 番地先	3.50～5.50	847.41
		古沢 973 番 1 地先		
⑤	5296 号線	古沢 1310 番地先	4.00～4.00	456.24
		古沢 1485 番地先		
⑥	5297 号線	古沢 1290 番地先	4.00～4.00	257.04
		古沢 1339 番地先		
⑦	5298 号線	袋畑 1124 番 1 地先	3.00～4.80	1370.95
		古沢 1360 番地先		

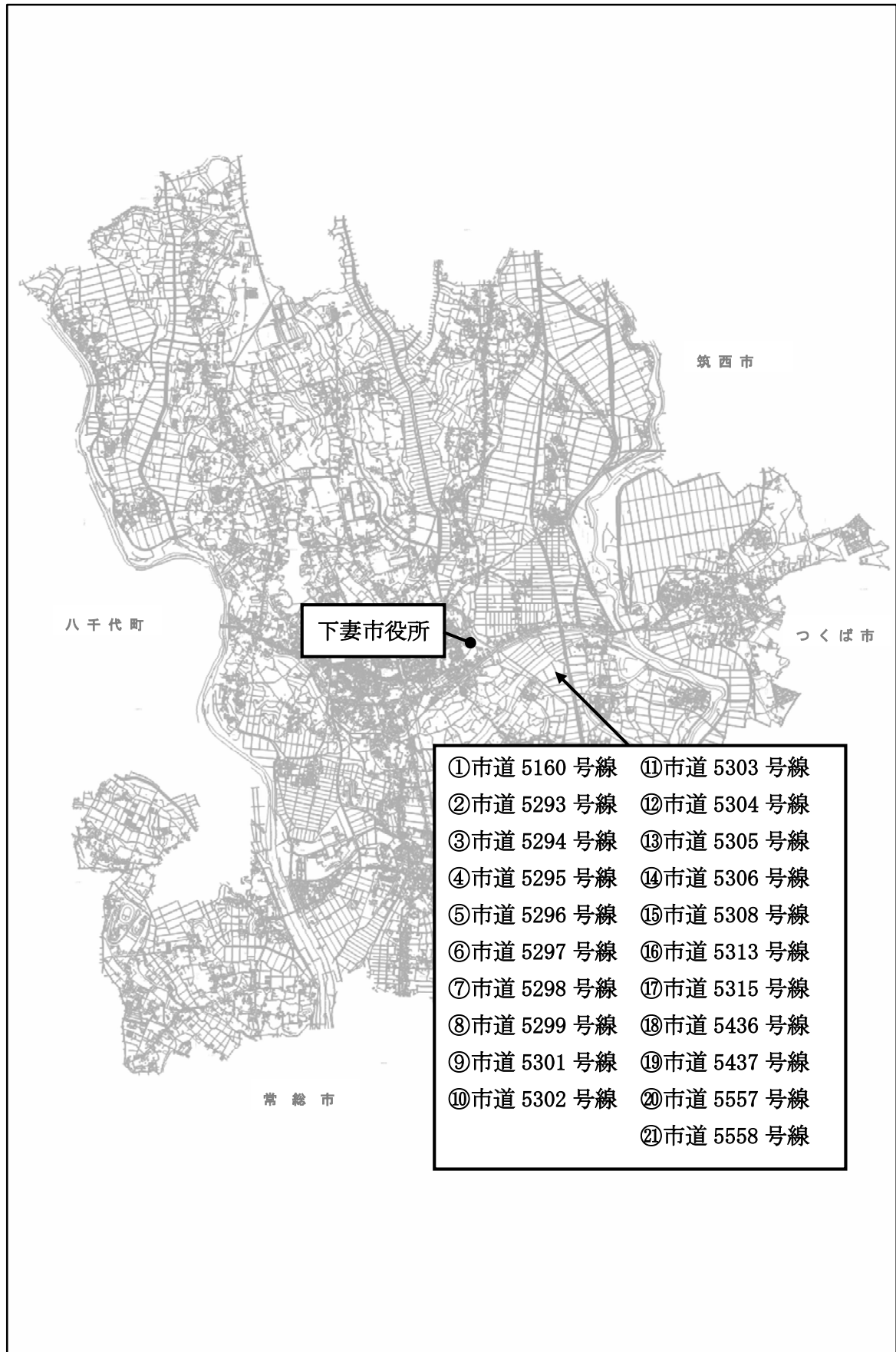
位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
⑧	5299 号線	古沢 858 番地先	2.20～2.50	619.58
		古沢 792 番地先		
⑨	5301 号線	古沢 1429 番地先	2.70～2.80	356.99
		古沢 1430 番地先		
⑩	5302 号線	古沢 1454 番地先	3.00～5.50	766.23
		古沢 26 番地先		
⑪	5303 号線	古沢 1355 番地先	3.25～5.50	1901.36
		肘谷 800 番 1 地先		
⑫	5304 号線	袋畑 248 番地先	2.70～3.35	171.46
		袋畑 293 番地先		
⑬	5305 号線	袋畑 245 番地先	3.10～3.60	205.90
		袋畑 318 番地先		
⑭	5306 号線	袋畑 240 番地先	2.97～2.97	112.32
		袋畑 323 番地先		
⑮	5308 号線	古沢 1015 番地先	2.00～2.70	620.39
		古沢 961 番地先		
⑯	5313 号線	古沢 377 番地先	3.40～7.50	876.91
		袋畑 72 番 2 地先		
⑰	5315 号線	谷田部 1261 番地先	3.30～18.00	356.11
		加養 3640 番地先		
⑱	5436 号線	古沢 1277 番地先	1.80～3.00	508.07
		古沢 561 番地先		
⑲	5437 号線	古沢 1278 番地先	3.00～3.00	107.71
		古沢 1281 番地先		
⑳	5557 号線	古沢 800 番 2 地先	2.00～2.00	62.80
		古沢 794 番 1 地先		

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
②①	5558 号線	古沢 805 番地先	2.20～2.20	174.70
		古沢 790 番 1 地先		

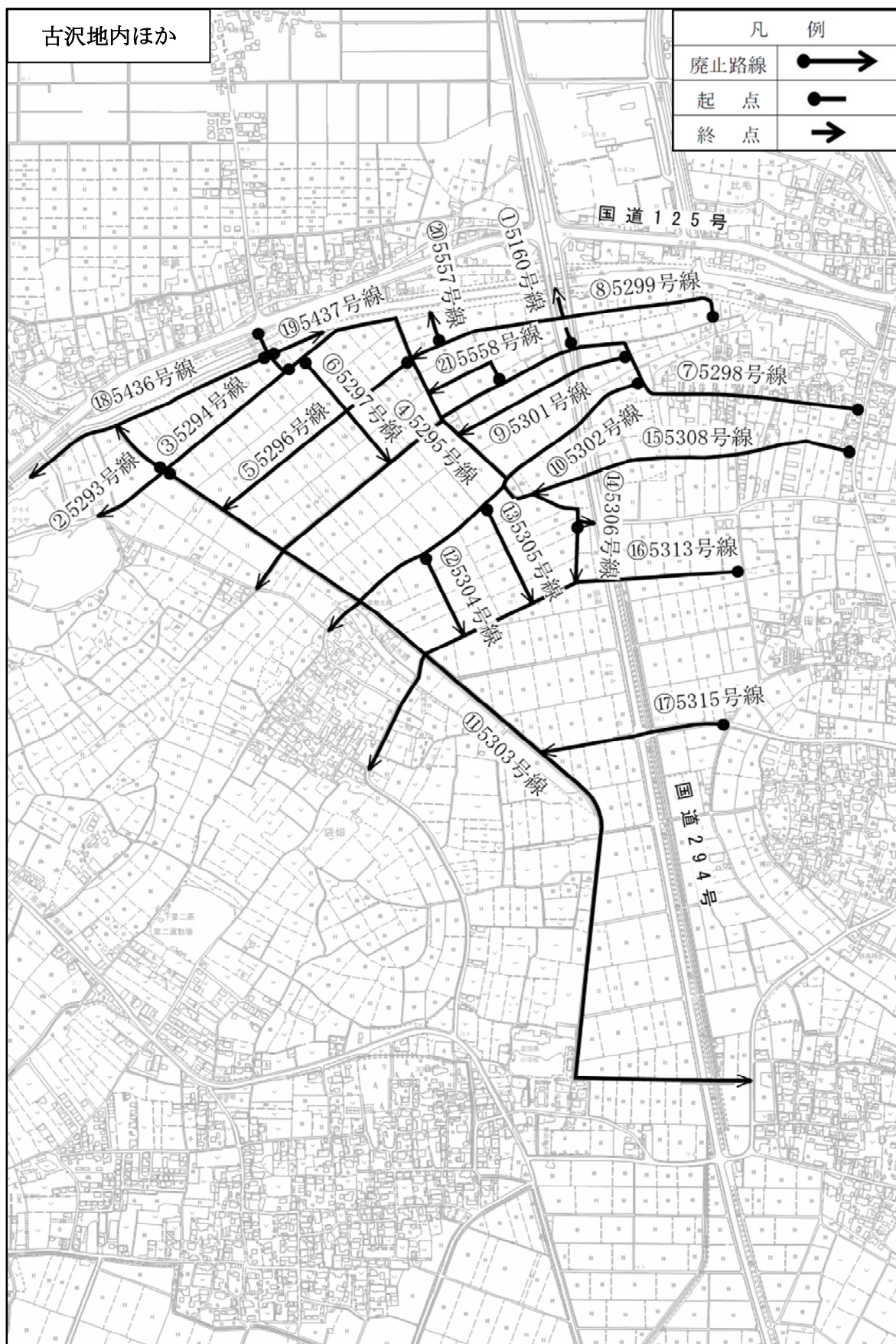
提案理由

しもつま中央工業団地造成事業に伴い、21 市道路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

廃止路線全体図



廃止路線位置図



令和 7 年度

下妻市補正予算書

一	般	会	計				
特	別	会	計				
	国	民	健	康	保	険	
	後	期	高	齡	者	医	療
	介	護	保	険			

目 次

予 算 総 括 表

一 般 会 計 補 正 予 算	109
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書	
一 般 会 計 事 項 別 明 細 書	
総 括	113
歳 入	115
歳 出	117
補 正 予 算 給 与 費 明 細 書	126
補 正 予 算 債 務 負 担 行 為 調 書	128
補 正 予 算 地 方 債 調 書	129
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算	130
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算	138
介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算	146

議案第 4 3 号

令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 4, 5 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 9 4 5, 3 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		3,355,439	19,570	3,375,009
	1. 国 庫 負 担 金	2,499,444	287	2,499,731
	2. 国 庫 補 助 金	843,943	17,847	861,790
	3. 委 託 金	12,052	1,436	13,488
15. 県 支 出 金		1,558,626	13,704	1,572,330
	1. 県 負 担 金	893,829	144	893,973
	2. 県 補 助 金	508,730	13,560	522,290
18. 繰 入 金		1,970,905	12,972	1,983,877
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	1,271	9,472	10,743
	2. 基 金 繰 入 金	1,969,634	3,500	1,973,134
19. 繰 越 金		368,609	108,779	477,388
	1. 繰 越 金	368,609	108,779	477,388
21. 市 債		635,300	99,500	734,800
	1. 市 債	635,300	99,500	734,800
歳 入 合 計		20,690,777	254,525	20,945,302

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		193,044	400	193,444
	1. 議 会 費	193,044	400	193,444
2. 総 務 費		4,261,663	35,299	4,296,962
	1. 総 務 管 理 費	3,193,397	25,201	3,218,598
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	215,027	9,428	224,455
	4. 選 挙 費	91,189	670	91,859
3. 民 生 費		7,296,100	19,863	7,315,963
	1. 社 会 福 祉 費	3,745,463	18,863	3,764,326
	2. 児 童 福 祉 費	2,758,721	1,000	2,759,721
4. 衛 生 費		1,245,964	110	1,246,074
	3. 清 掃 費	742,460	110	742,570
6. 農 業 費		934,817	32,736	967,553
	1. 農 業 費	934,817	32,736	967,553
7. 商 工 費		321,516	40,596	362,112
	1. 商 工 費	321,516	40,596	362,112
8. 土 木 費		1,601,765	10,002	1,611,767
	2. 道 路 橋 梁 費	547,557	161	547,718
	4. 都 市 計 画 費	883,632	9,841	893,473
9. 消 防 費		877,238	968	878,206
	1. 消 防 費	877,238	968	878,206
10. 教 育 費		2,092,334	114,551	2,206,885
	2. 小 学 校 費	424,002	10,000	434,002
	5. 社 会 教 育 費	528,482	3,401	531,883
	6. 保 健 体 育 費	470,579	101,150	571,729
歳 出 合 計		20,690,777	254,525	20,945,302

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等包括管理業務委託	令和8年度から令和10年度まで	265,000
情報セキュリティポリシー改定業務委託	令和8年度	4,620
映画製作実行委員会補助金	令和8年度から令和9年度まで	197,000
外国人英語指導助手派遣業務委託	令和8年度	38,005
総合体育館屋根改修事業	令和7年度から令和8年度まで	154,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総 合 体 育 館 屋 根 改 修 事 業	90,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融機 関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
騰 波 ノ 江 幼 稚 園 園 舎 解 体 事 業	52,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その 他の金融 機関の資 金について は、その融 資条件によ る。ただし、 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還 又は低利に 借り換える ことができる。	61,700	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ

下妻市一般会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 市 税	6,197,740		6,197,740	29.6
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.4
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000		35,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	13.4
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816		49,816	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	111,583		111,583	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,355,439	19,570	3,375,009	16.1
15. 県 支 出 金	1,558,626	13,704	1,572,330	7.5
16. 財 産 収 入	17,979		17,979	0.1
17. 寄 附 金	1,507,001		1,507,001	7.2
18. 繰 入 金	1,970,905	12,972	1,983,877	9.5
19. 繰 越 金	368,609	108,779	477,388	2.3
20. 諸 収 入	420,925		420,925	2.0
21. 市 債	635,300	99,500	734,800	3.5
歳 入 合 計	20,690,777	254,525	20,945,302	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	193,044	400	193,444	0.9
2. 総務費	4,261,663	35,299	4,296,962	20.5
3. 民生費	7,296,100	19,863	7,315,963	34.9
4. 衛生費	1,245,964	110	1,246,074	6.0
5. 労働費	42,730		42,730	0.2
6. 農業費	934,817	32,736	967,553	4.6
7. 商工費	321,516	40,596	362,112	1.7
8. 土木費	1,601,765	10,002	1,611,767	7.7
9. 消防費	877,238	968	878,206	4.2
10. 教育費	2,092,334	114,551	2,206,885	10.5
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601		1,793,601	8.6
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	20,690,777	254,525	20,945,302	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			400
468			34,831
431			19,432
			110
13,560			19,176
17,847		3,000	19,749
			10,002
968			
	99,500	500	14,551
33,274	99,500	3,500	118,251

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,498,044	287	2,498,331
計	2,499,444	287	2,499,731

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	611,151	17,847	628,998
計	843,943	17,847	861,790

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	981	468	1,449
4. 消防費委託金	0	968	968
計	12,052	1,436	13,488

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	893,129	144	893,273
計	893,829	144	893,973

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

4. 農業費県補助金	224,123	13,560	237,683
計	508,730	13,560	522,290

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 社会福祉費負担金	287	低所得者保険料軽減負担金（介護分）増

1. 総務管理費補助金	17,847	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）増

1. 戸籍住民基本台帳費委託金	468	中長期在留者住居地届出等事務委託金増
1. 消防費委託金	968	消防団の力向上モデル事業委託金

1. 社会福祉費負担金	144	低所得者保険料軽減負担金（介護分）増

1. 農業費補助金	13,560	農地利用効率化等支援交付金 儲かる産地支援事業補助金	2,339 増 11,221

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 介護保険特別会計繰入金	271	9,472	9,743
計	1,271	9,472	10,743

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

4. ふるさと下妻基金繰入金	490,115	3,000	493,115
8. 公共施設等マネジメント基金繰入金	10,000	500	10,500
計	1,969,634	3,500	1,973,134

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	368,609	108,779	477,388
--------	---------	---------	---------

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

6. 教育債	64,000	99,500	163,500
計	635,300	99,500	734,800

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 介護保険特別会計繰入金	9,472	介護保険特別会計繰入金増

1. ふるさと下妻基金繰入金	3,000	ふるさと下妻基金繰入金増
1. 公共施設等マネジメント基金繰入金	500	公共施設等マネジメント基金繰入金増

1. 前年度繰越金	108,779	前年度繰越金増
-----------	---------	---------

1. 小学校債	9,500	騰波ノ江幼稚園園舎解体事業債増
3. 保健体育債	90,000	総合体育館屋根改修事業債

3. 歳 出
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 議 会 費	193,044	400	193,444			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一 般 管 理 費	757,871	1,300	759,171			
3. 財 産 管 理 費	278,803	6,444	285,247			
4. 企 画 費	1,271,026	1,300	1,272,326			
6. 情 報 管 理 費	259,632	924	260,556			
11. 諸 費	1,185	15,233	16,418			
計	3,193,397	25,201	3,218,598			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
400	4. 共 済 費	400	02 職員人件費 4 共済費 職員共済組合負担金増 400

1,300	3. 職員手当等	1,300	02 職員人件費 3 職員手当等 退職手当負担金増 1,300
6,444	17. 備品購入費	6,444	01 財産管理経費 17 備品購入費 公用車購入費 6,444
1,300	18. 負担金補助及び交付金	1,300	05 企業立地推進事業経費 18 負担金補助及び交付金 雇用促進奨励金 1,300
924	12. 委 託 料	770	01 D X 推進経費 13 使用料及び賃借料 A I 議事録作成ツール使用料 154
	13. 使用料及び賃借料	154	02 電算管理経費 12 委託料 情報セキュリティポリシー改定業務委託料 770
15,233	22. 償還金、利子及び割引料	15,233	02 過年度返還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増 15,233
25,201			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 戸籍住民基本台帳費	165,564	9,428	174,992	468		
計	215,027	9,428	224,455	468		

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

1. 選挙管理委員会費	9,912	670	10,582			
計	91,189	670	91,859			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
8,960	2. 給料	4,000	01 職員人件費 8,160 2 給料 4,000 給料増 3 職員手当等 2,460 扶養手当 400 増 地域手当 110 増 通勤手当 300 増 期末手当 700 増 勤勉手当 300 増 児童手当 150 増 退職手当負担金 500 増
	3. 職員手当等	2,460	4 共済費 1,700 職員共済組合負担金増
	4. 共 済 費	2,500	02 戸籍住民基本台帳事務経費 1,268 4 共済費 800 社会保険料増
	17. 備品購入費	468	17 備品購入費 468 住居地等記録用端末購入費
8,960			

670	2. 給料	300	01 職員人件費 670 2 給料 300 給料増
	3. 職員手当等	270	3 職員手当等 270 地域手当 10 増 期末手当 110 増 勤勉手当 100 増 退職手当負担金 50 増
	4. 共 済 費	100	4 共済費 100 職員共済組合負担金増
670			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 社 会 福 祉 総 務 費	643,658	5,057	648,715			
2. 高 齢 福 祉 費	779,119	11,106	790,225	431		
6. 後 期 高 齢 者 医 療 費	690,376	2,700	693,076			
計	3,745,463	18,863	3,764,326	431		

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	2. 給 料	1,500	01 職員人件費 3,000 2 給料 1,500
	3. 職 員 手 当 等	200	給料増 3 職員手当等 200
	4. 共 済 費	1,300	退職手当負担金増 4 共済費 1,300
	27. 繰 出 金	2,057	職員共済組合負担金増 04 国民健康保険特別会計繰出 2,057 27 繰出金 2,057 普通分増
10,675	2. 給 料	400	01 職員人件費 2,800 2 給料 400
	3. 職 員 手 当 等	2,050	給料増 3 職員手当等 2,050
	4. 共 済 費	350	期末手当 800 増 勤勉手当 700 増
	27. 繰 出 金	8,306	退職手当負担金 550 増 4 共済費 350 職員共済組合負担金増 06 介護保険特別会計繰出 8,306 27 繰出金 8,306 職員給与費等分（一般） 1,293 増 職員給与費等分（予防） 71 増 職員給与費等分（包括・任意） 25 増 過年度分 6,917
2,700	27. 繰 出 金	2,700	02 後期高齢者医療特別会計繰出 2,700 27 繰出金 2,700 事務費等分増
18,432			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2. 児 童 福 祉 施 設 費	147, 278	1, 000	148, 278			
計	2, 758, 721	1, 000	2, 759, 721			

(款) 4. 衛生費 (項) 3. 清掃費

1. 清 掃 総 務 費	27, 696	110	27, 806			
計	742, 460	110	742, 570			

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

1. 農 業 委 員 会 費	87, 375	4, 800	92, 175			
2. 農 業 総 務 費	185, 217	4, 950	190, 167			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
1, 000	3. 職 員 手 当 等	500	01 職員人件費 1, 000 3 職員手当等 500
	4. 共 済 費	500	退職手当負担金増 4 共済費 500 職員共済組合負担金増
1, 000			

110	3. 職 員 手 当 等	50	01 職員人件費 110 3 職員手当等 50
	4. 共 済 費	60	勤勉手当増 4 共済費 60 職員共済組合負担金増
110			

4, 800	2. 給 料	1, 500	01 職員人件費 4, 800 2 給料 1, 500
	3. 職 員 手 当 等	2, 400	給料増 3 職員手当等 2, 400
	4. 共 済 費	900	扶養手当 550 増 地域手当 50 増 通勤手当 100 増 期末手当 600 増 勤勉手当 400 増 児童手当 500 増 退職手当負担金 200 増 4 共済費 900 職員共済組合負担金増
4, 950	2. 給 料	2, 100	01 職員人件費 4, 950

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3. 農 業 振 興 費	234, 103	22, 986	257, 089	13, 560		
計	934, 817	32, 736	967, 553	13, 560		

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商 工 総 務 費	62, 888	9, 050	71, 938			
--------------	---------	--------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			2 給料 2, 100 給料増 3 職員手当等 1, 650 住居手当 450 増 期末手当 400 増 勤勉手当 450 増 退職手当負担金 350 増 4 共済費 1, 200 職員共済組合負担金増
9, 426	14. 工 事 請 負 費	2, 132	02 農業団体等育成支援経費 2, 339 18 負担金補助及び交付金 2, 339 農地利用効率化等支援交付金増 03 銘柄産地推進経費 18, 515 18 負担金補助及び交付金 18, 515 儲かる産地支援事業補助金 06 ビアスパークしもつま管理経費 2, 132 14 工事請負費 2, 132 ろ過系統温度管理機器修繕工事
19, 176			

9, 050	2. 給 料	4, 500	01 職員人件費 9, 050 2 給料 4, 500 給料増 3 職員手当等 2, 850 扶養手当 100 増 通勤手当 100 増 期末手当 850 増 勤勉手当 800 増 児童手当 400 増 退職手当負担金 600 増 4 共済費 1, 700 職員共済組合負担金増
	3. 職 員 手 当 等	2, 850	
	4. 共 済 費	1, 700	

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2. 商 工 振 興 費	219, 615	28, 546	248, 161	17, 847		
3. 観 光 費	39, 013	3, 000	42, 013			3, 000
計	321, 516	40, 596	362, 112	17, 847		3, 000

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

3. 道 路 新 設 改 良 費	339, 237	161	339, 398			
計	547, 557	161	547, 718			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
10, 699	10. 需 用 費	200	03 物価高騰対策支援券発行事業 28, 546 10 需用費 200 消耗品費増 11 役務費 2, 239 郵便料 1, 716 増 手数料 523 増 12 委託料 3, 000 物価高騰対策支援券発行事業委託料増 18 負担金補助及び交付金 23, 107 物価高騰対策支援券発行事業交付金増
	11. 役 務 費	2, 239	
	12. 委 託 料	3, 000	
	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	23, 107	
	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3, 000	01 観光振興経費 3, 000 18 負担金補助及び交付金 3, 000 映画製作実行委員会補助金
19, 749			

161	2. 給 料	20	01 職員人件費 161 2 給料 20 給料増 3 職員手当等 71 地域手当 10 増 期末手当 10 増 勤勉手当 50 増 退職手当負担金 1 増 4 共済費 70 職員共済組合負担金増
	3. 職 員 手 当 等	71	
	4. 共 済 費	70	
161			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 都 市 計 画 総 務 費	621, 581	7, 051	628, 632			
4. 都市公園費	198, 451	1, 000	199, 451			
5. W a i w a i ド ー ム し も つ ま 管 理 費	38, 031	1, 790	39, 821			
計	883, 632	9, 841	893, 473			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

2. 非常備消防費	55, 943	968	56, 911	968		
計	877, 238	968	878, 206	968		

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
7, 051	2. 給 料	3, 000	01 職員人件費 6, 270 2 給料 3, 000
	3. 職員手当等	2, 020	給料増 3 職員手当等 2, 020
	4. 共 済 費	1, 250	地域手当 100 増 通勤手当 50 増
	12. 委 託 料	781	住居手当 170 期末手当 800 増 勤勉手当 450 増 退職手当負担金 450 増 4 共済費 1, 250 職員共済組合負担金増 02 都市計画総務事務経費 781 12 委託料 781 都市計画変更図書作成支援業務委託料増
1, 000	12. 委 託 料	1, 000	04 砂沼広域公園維持管理経費 1, 000 12 委託料 1, 000 公園管理委託料増
1, 790	14. 工事請負費	1, 790	01 W a i w a i ドームしもつま管理運営 経費 1, 790 14 工事請負費 1, 790 スケートボードパーク地下水排水対策工 事
9, 841			

	12. 委 託 料	968	01 非常備消防経費 968 12 委託料 968 消防団支援システム構築業務委託料

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 学 校 管 理 費	409, 075	10, 000	419, 075		9, 500	500
計	424, 002	10, 000	434, 002		9, 500	500

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

1. 社 会 教 育 総 務 費	179, 386	481	179, 867			
2. 公 民 館 費	137, 394	270	137, 664			
4. 図 書 館 費	138, 093	2, 650	140, 743			
計	528, 482	3, 401	531, 883			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
	14. 工 事 請 負 費	10, 000	02 学校施設管理経費 10, 000 14 工事請負費 騰波ノ江幼稚園園舎解体工事増 10, 000

481	2. 給 料	10	01 職員人件費 481 2 給料 10 給料増 3 職員手当等 171 地域手当 10 増 期末手当 10 増 勤勉手当 150 増 退職手当負担金 1 増 4 共済費 300 職員共済組合負担金増
	3. 職 員 手 当 等	171	
	4. 共 済 費	300	
270	3. 職 員 手 当 等	270	01 職員人件費 270 3 職員手当等 270 通勤手当 150 増 児童手当 120
2, 650	2. 給 料	2, 200	01 職員人件費 2, 650 2 給料 2, 200 給料増 3 職員手当等 350 期末手当 200 増 勤勉手当 150 増 4 共済費 100 職員共済組合負担金増
	3. 職 員 手 当 等	350	
	4. 共 済 費	100	
3, 401			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 保 健 体 育 総 務 費	43,494	150	43,644			
2. 体育施設費	35,139	100,000	135,139		90,000	
6. 学校給食費	363,504	1,000	364,504			
計	470,579	101,150	571,729		90,000	

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
150	4. 共 済 費	150	01 職員人件費 150 4 共済費 150 職員共済組合負担金増
10,000	14. 工事請負費	100,000	01 体育施設管理運営経費 100,000 14 工事請負費 100,000 総合体育館屋根改修工事
1,000	3. 職員手当等	1,000	01 学校給食経費 1,000 3 職員手当等 1,000 会計年度任用職員期末手当 500 増 会計年度任用職員勤勉手当 500 増
11,150			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(249) 293	515,653	1,193,484	897,278
補 正 前	(249) 293	515,653	1,173,954	885,538
比 較	(0) 0	0	19,530	11,740

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	14,859	488	33,266	24,322	96,170
	補 正 前	14,859	488	32,216	24,032	96,170
	比 較	0	0	1,050	290	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
2,606,415	508,050	3,114,465	174,686
2,575,145	497,170	3,072,315	169,984
31,270	10,880	42,150	4,702

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
376,782	317,428	19,473	48	12,966	1,476
371,802	313,328	18,773	48	12,346	1,476
4,980	4,100	700	0	620	0

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(5) 293		1,193,484	720,404	1,913,888	387,358	2,301,246	174,686
補 正 前	(5) 293		1,173,954	709,664	1,883,618	377,278	2,260,896	169,984
比 較	(2) 0		19,530	10,740	30,270	10,080	40,350	4,702

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,859	488	33,266	24,322	96,170	280,815	236,521	19,473	48	12,966	1,476
	補 正 前	14,859	488	32,216	24,032	96,170	276,335	232,921	18,773	48	12,346	1,476
	比 較	0	0	1,050	290	0	4,480	3,600	700	0	620	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(244)	515,653		176,874	692,527	120,692	813,219	
補 正 前	(244)	515,653		175,874	691,527	119,892	811,419	
比 較	(0)	0		1,000	1,000	800	1,800	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					95,967	80,907				
	補 正 前					95,467	80,407				
	比 較					500	500				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	19,530	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分		19,530	
職 員 手 当	11,740	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		11,740	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
庁舎等包括管理業務委託	265,000			令和8年度から 令和10年度まで	265,000				265,000
情報セキュリティポリシー改定業務委託	4,620			令 和 8 年 度	4,620				4,620
映画製作実行委員会補助金	197,000			令和8年度から 令和9年度まで	197,000			197,000	0
外国人英語指導助手派遣業務委託	38,005			令 和 8 年 度	38,005			38,005	0
総合体育館屋根改修事業	154,000			令 和 8 年 度	154,000		138,600		15,400

(3)補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	16,449,020	16,116,299	876,100	957,603	16,034,796
(1) 総 務	536,433	721,626	135,800	41,778	815,648
(2) 庁 舎	4,215,800	4,203,065		75,237	4,127,828
(3) 民 生		9,000	59,200		68,200
(4) 農 業	628,370	637,782	46,100	54,695	629,187
(5) 土 木	4,373,520	4,176,089	370,600	374,795	4,171,894
(6) 消 防	917,672	871,440	44,300	51,739	864,001
(7) 教 育	5,777,225	5,497,297	220,100	359,359	5,358,038
2. 災 害 復 旧 事 業	51,513	31,275		20,238	11,037
3. そ の 他	7,099,474	6,443,062	2,600	684,929	5,760,733
(1) 災害援護資金貸付事業債	9,459	6,212	2,600	2,287	6,525
(2) 上水道事業出資債	7,158	3,637		1,573	2,064
(3) 減 税 補 て ん 債	17,520	7,687		6,340	1,347
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	45,991		2,875	43,116
(5) 臨時財政対策債	7,016,472	6,379,535		671,854	5,707,681
合 計	23,600,007	22,590,636	878,700	1,662,770	21,806,566

議案第 4 4 号

令和 7 年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 0 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 7 3 3, 0 5 7 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正（事業勘定）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		431,713	2,057	433,770
	1. 他 会 計 繰 入 金	401,713	2,057	403,770
歳 入 合 計		4,731,000	2,057	4,733,057

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		118,167	2,057	120,224
	1. 総 務 管 理 費	84,248	2,057	86,305
歳 出 合 計		4,731,000	2,057	4,733,057

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 国民健康保険税	1,035,912		1,035,912	21.9
2. 使用料及び手数料	101		101	0.0
3. 県支出金	3,243,287		3,243,287	68.5
4. 財産収入	435		435	0.0
5. 繰入金	431,713	2,057	433,770	9.2
6. 繰越金	10,000		10,000	0.2
7. 諸収入	9,552		9,552	0.2
歳入合計	4,731,000	2,057	4,733,057	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	割 合 (%)
1. 総 務 費	118,167	2,057	120,224	2.5
2. 保 険 給 付 費	3,183,636		3,183,636	67.3
3. 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1,357,513		1,357,513	28.7
4. 保 健 事 業 費	57,768		57,768	1.2
5. 基 金 積 立 金	435		435	0.0
6. 諸 支 出 金	3,481		3,481	0.1
7. 予 備 費	10,000		10,000	0.2
歳 出 合 計	4,731,000	2,057	4,733,057	100.0

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
			2,057
			2,057

2. 歳 入
(款) 5. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	401,713	2,057	403,770

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,057	一般会計繰入金（普通分）増

3. 歳 出
(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 一 般 管 理 費	82,779	2,057	84,836			
計	84,248	2,057	86,305			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
2,057	1. 報 酬	1,234	02 一般管理事務経費 2,057
			1 報酬 1,234
	3. 職 員 手 当 等	482	会計年度任用職員報酬 1人分
	4. 共 済 費	271	3 職員手当等 482
	8. 旅 費	70	会計年度任用職員期末手当 241
2,057			4 共済費 271
			社会保険料 172
			市町村共済組合負担金 (短期) 99
			8 旅費 70
			会計年度任用職員費用弁償 (通勤費)

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(1) 12	1,234	45,179	24,866
補 正 前	(0) 12	0	45,179	24,384
比 較	(1) 0	1,234	0	482

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	363		1,044	925	1,830
	補 正 前	363		1,044	925	1,830
	比 較	0		0	0	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
71,279	14,458	85,737	6,144
69,563	14,187	83,750	6,144
1,716	271	1,987	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
10,762	9,140	493		309	
10,521	8,899	493		309	
241	241	0		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(12)		45,179	24,384	69,563	14,187	83,750	6,144
補 正 前	(12)		45,179	24,384	69,563	14,187	83,750	6,144
比 較	(0)		0	0	0	0	0	0

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	363		1,044	925	1,830	10,521	8,899	493		309	
	補 正 前	363		1,044	925	1,830	10,521	8,899	493		309	
	比 較	0		0	0	0	0	0	0		0	

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1)	1,234		482	1,716	271	1,987	
補 正 前	(0)	0		0	0	0	0	
比 較	(1)	1,234		482	1,716	271	1,987	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					241	241				
	補 正 前					0	0				
	比 較					241	241				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分			
職 員 手 当	482	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		482	

議案第 4 5 号

令和 7 年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 7, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		172,926	2,700	175,626
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	172,926	2,700	175,626
歳 入 合 計		675,000	2,700	677,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		47,961	2,700	50,661
	1. 総 務 管 理 費	45,240	2,700	47,940
歳 出 合 計		675,000	2,700	677,700

下妻市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	488,502		488,502	72.1
2. 使用料及び手数料	5		5	0.0
3. 繰入金	172,926	2,700	175,626	25.9
4. 繰越金	1,000		1,000	0.1
5. 諸収入	12,567		12,567	1.9
歳入合計	675,000	2,700	677,700	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	割 合 (%)
1. 総 務 費	47,961	2,700	50,661	7.5
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	609,341		609,341	89.9
3. 保 健 事 業 費	14,373		14,373	2.1
4. 諸 支 出 金	1,510		1,510	0.2
5. 予 備 費	1,815		1,815	0.3
歳 出 合 計	675,000	2,700	677,700	100.0

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
			2,700
			2,700

2. 歳 入
(款) 3. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	172,926	2,700	175,626

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,700	事務費等繰入金増

3. 歳 出
(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 一 般 管 理 費	45,240	2,700	47,940			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
2,700	2. 給 料	900	01 職員人件費 2,700 2 給料 900
	3. 職員手当等	1,300	給料増 3 職員手当等 1,300
	4. 共 済 費	500	扶養手当 50 地域手当 50 増 通勤手当 100 増 住居手当 350 増 期末手当 300 増 勤勉手当 300 増 退職手当負担金 150 増 4 共済費 500 職員共済組合負担金増

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	() 6		22,120	12,044
補 正 前	() 6		21,220	10,894
比 較	() 0		900	1,150

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後			50	472	1,150
	補 正 前			0	422	1,150
	比 較			50	50	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
34,164	6,906	41,070	3,015
32,114	6,406	38,520	2,865
2,050	500	2,550	150

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
5,039	4,395	258		680	
4,739	4,095	158		330	
300	300	100		350	

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(6)		22,120	12,044	34,164	6,906	41,070	3,015
補 正 前	(6)		21,220	10,894	32,114	6,406	38,520	2,865
比 較	(0)		900	1,150	2,050	500	2,550	150

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後			50	472	1,150	5,039	4,395	258		680	
	補 正 前			0	422	1,150	4,739	4,095	158		330	
	比 較			50	50	0	300	300	100		350	

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	()							
補 正 前	()							
比 較	()							

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳			説 明	備 考
給 料	900	給与改定に伴う増減分			給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分			平均昇給率 %	
		その他の増減分		900		
職 員 手 当	1,150	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分		1,150		

議案第46号

令和7年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,338,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 分 担 金 及 び 負 担 金		8,324	47	8,371
	1. 負 担 金	8,324	47	8,371
4. 国 庫 支 出 金		959,796	2,123	961,919
	2. 国 庫 補 助 金	253,446	2,123	255,569
5. 支 払 基 金 交 付 金		1,086,020	154	1,086,174
	1. 支 払 基 金 交 付 金	1,086,020	154	1,086,174
6. 県 支 出 金		600,020	1,302	601,322
	2. 県 補 助 金	22,620	1,302	23,922
8. 繰 入 金		695,050	8,306	703,356
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	635,714	8,306	644,020
9. 繰 越 金		1	99,734	99,735
	1. 繰 越 金	1	99,734	99,735
歳 入 合 計		4,227,000	111,666	4,338,666

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		123,934	1,150	125,084
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	67,709	1,150	68,859
3. 基 金 積 立 金		207	40,210	40,417
	1. 基 金 積 立 金	207	40,210	40,417
4. 諸 支 出 金		772	69,116	69,888
	1. 償還金及び還付加算金	501	59,644	60,145
	2. 繰 出 金	271	9,472	9,743
5. 地 域 支 援 事 業 費		150,224	1,190	151,414
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	61,982	570	62,552
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	17,680	190	17,870
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	70,562	430	70,992
歳 出 合 計		4,227,000	111,666	4,338,666

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入) (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 保険料	871,088		871,088	20.1
2. 分担金及び負担金	8,324	47	8,371	0.2
3. 使用料及び手数料	3		3	0.0
4. 国庫支出金	959,796	2,123	961,919	22.2
5. 支払基金交付金	1,086,020	154	1,086,174	25.0
6. 県支出金	600,020	1,302	601,322	13.9
7. 財産収入	206		206	0.0
8. 繰入金	695,050	8,306	703,356	16.2
9. 繰越金	1	99,734	99,735	2.3
10. 諸収入	6,492		6,492	0.1
歳入合計	4,227,000	111,666	4,338,666	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 総務費	123,934	1,150	125,084	2.9
2. 保険給付費	3,950,000		3,950,000	91.0
3. 基金積立金	207	40,210	40,417	0.9
4. 諸支出金	772	69,116	69,888	1.6
5. 地域支援事業費	150,224	1,190	151,414	3.5
6. 予備費	1,863		1,863	0.1
歳出合計	4,227,000	111,666	4,338,666	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		47	1,103
			40,210
			69,116
289		154	747
289		201	111,176

2. 歳入
(款) 2. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 認定審査会負担金	8,324	47	8,371

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	201,114	29	201,143
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	14,459	2,044	16,503
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	27,166	50	27,216
計	253,446	2,123	255,569

(款) 5. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業 支援交付金	19,520	154	19,674
計	1,086,020	154	1,086,174

(款) 6. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	9,037	1,277	10,314
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	13,583	25	13,608
計	22,620	1,302	23,922

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 認定審査会共同 設置負担金	47	認定審査会共同設置負担金増

1. 調整交付金	29	現年度分地域支援事業調整交付金増
1. 介護予防・日常生活 支援総合事業交付金	2,044	現年度分 114増 過年度分 1,930
1. 包括的支援事業・ 任意事業交付金	50	現年度分増

1. 地域支援事業 支援交付金	154	現年度分増

1. 介護予防・日常生活 支援総合事業交付金	1,277	現年度分 71増 過年度分 1,206
1. 包括的支援事業・ 任意事業交付金	25	現年度分増

(款) 8. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 介 護 給 付 費 繰 入 金	463,750	6,342	470,092
2. その他一般会計繰入金	115,610	1,293	116,903
3. 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活 支 援 総 合 事 業)	9,037	71	9,108
4. 地域支援事業費繰入金 (包括的支援事業・ 任 意 事 業)	13,582	25	13,607
5. 低所得者保険料軽減 繰 入 金	33,735	575	34,310
計	635,714	8,306	644,020

(款) 9. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰 越 金	1	99,734	99,735
----------	---	--------	--------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 介護給付費繰入金	6,342	過年度分
1. 職員給与費等繰入金	1,293	職員給与費等繰入金増
1. 職員給与費等繰入金	71	職員給与費等繰入金増
1. 職員給与費等繰入金	25	職員給与費等繰入金増
2. 低所得者保険料軽減 繰 入 金	575	過年度分

1. 前 年 度 繰 越 金	99,734	前年度繰越金増
----------------	--------	---------

3. 歳 出
(款) 1. 総務費 (項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 介 護 認 定 審 査 会 費	22, 948	130	23, 078			47
2. 介護調査等費	44, 761	1, 020	45, 781			
計	67, 709	1, 150	68, 859			47

(款) 3. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金

1. 介 護 給 付 費 準 備 基 金 積 立 金	207	40, 210	40, 417			
----------------------------------	-----	---------	---------	--	--	--

(款) 4. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 償 還 金	1	59, 644	59, 645			
計	501	59, 644	60, 145			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
83	3. 職 員 手 当 等	30	01 職員人件費 130 3 職員手当等 30 期末手当 20 増 勤勉手当 10 増 4 共済費 100 職員共済組合負担金増
	4. 共 済 費	100	
1, 020	2. 給 料	800	01 職員人件費 1, 020 2 給料 800
	3. 職 員 手 当 等	70	給料増 3 職員手当等 70
	4. 共 済 費	150	期末手当 50 増 勤勉手当 20 増 4 共済費 150 職員共済組合負担金増
1, 103			

40, 210	24. 積 立 金	40, 210	01 介護給付費準備基金積立金 40, 210 24 積立金 40, 210 介護給付費準備基金積立増
---------	-----------	---------	---

59, 644	22. 償還金、利子 及び割引料	59, 644	01 償還金 59, 644 22 償還金、利子及び割引料 59, 644 過年度国県支出金その他返還金増
59, 644			

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 一 般 会 計 繰 出 金	271	9,472	9,743			

(款) 5. 地域支援事業費 (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

2. 介護予防ケア マネジメント 事 業 費	23,454	570	24,024	214		
計	61,982	570	62,552	214		

(款) 5. 地域支援事業費 (項) 2. 一般介護予防事業費

1. 一般介護予防 事 業 費	10,316	0	10,316			154
2. 保健事業・介 護予防等一体 的 事 業 費	7,364	190	7,554			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
9,472	27. 繰 出 金	9,472	01 一般会計繰出金 27 繰出金 一般会計繰出金増 9,472

356	2. 給 料	200	01 職員人件費 2 給料 給料増 3 職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 4 共済費 職員共済組合負担金増 570 200 270 10 増 100 増 110 増 50 増 100
	3. 職 員 手 当 等	270	
	4. 共 済 費	100	
356			

△154			
190	2. 給 料	50	01 職員人件費 2 給料 給料増 3 職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 4 共済費 職員共済組合負担金増 190 50 90 10 増 20 増 50 増 10 増 50
	3. 職 員 手 当 等	90	
	4. 共 済 費	50	

(款) 5. 地域支援事業費 (項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	17,680	190	17,870			154

(款) 5. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

3. 包 括 的 ・ 継続的ケア マネジメント 支 援 事 業 費	18,958	430	19,388	75		
計	70,562	430	70,992	75		

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
36			

355	3. 職 員 手 当 等	330	01 職員人件費 430
			3 職員手当等 330
			地域手当 10 増
			期末手当 50 増
			勤勉手当 20 増
			児童手当 250 増
	4. 共 済 費	100	4 共済費 100
			職員共済組合負担金増
355			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(5) 17	13,658	69,327	42,940
補 正 前	(5) 17	13,658	68,277	42,460
比 較	(0) 0	0	1,050	480

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	363		1,680	1,440	2,184
	補 正 前	363		1,680	1,410	2,184
	比 較	0		0	30	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
125,925	25,305	151,230	9,379
124,395	24,805	149,200	9,319
1,530	500	2,030	60

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
18,930	15,987	1,384		972	
18,690	15,777	1,384		972	
240	210	0		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(0) 17		69,327	38,238	107,565	22,104	129,669	9,379
補 正 前	(0) 17		68,277	37,758	106,035	21,604	127,639	9,319
比 較	(0) 0		1,050	480	1,530	500	2,030	60

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	363		1,680	1,440	2,184	16,374	13,841	1,384		972	
	補 正 前	363		1,680	1,410	2,184	16,134	13,631	1,384		972	
	比 較	0		0	30	0	240	210	0		0	

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員 (単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(5)	13,658		4,702	18,360	3,201	21,561	
補 正 前	(5)	13,658		4,702	18,360	3,201	21,561	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					2,556	2,146				
	補 正 前					2,556	2,146				
	比 較					0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳			説 明	備 考
給 料	1,050	給与改定に伴う増減分			給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分			平均昇給率 %	
		その他の増減分		1,050		
職 員 手 当	480	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分		480		

認定第 1 号

令和 6 年度下妻市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市一般会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 2 号

令和 6 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第3号

令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第４号

令和６年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月５日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和６年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 5 号

令和 6 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 6 号

令和 6 年度下妻市水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度下妻市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度下妻市水道事業会計決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 7 号

令和 6 年度下妻市下水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度下妻市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度下妻市下水道事業会計決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 折 原 嘉 行

提案理由

現人権擁護委員である折原嘉行氏が、令和 7 年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)